

平成24年第4回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成24年12月11日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 2時52分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(19名)

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	三好信之君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	高橋哲司君
市立病院院長	吉田博行君		

教育委員 会長
尾崎 学 君

教育委員 会長
安川 登志男 君

教育委員 会長
生涯学習部
石川 誠 君

農業委員 会長
松川 英一 君

農業委員 会長
農務局
秋山 照雄 君

監査委員
三原 紘隆 君

監査委員 局長
高岩 淑通 君

事務局出席者

議事 事務局 局長
藤田 功 君

議事 事務局 局長
議事 事務局 局長
浅利 知充 君

議事 事務局 局長
議事 事務局 局長
議事 事務局 局長
岡崎 忠幸 君

議事 事務局 局長
議事 事務局 局長
議事 事務局 局長
御代田 知香 君

議事 事務局 局長
議事 事務局 局長
議事 事務局 局長
榎木 孝士 君

(午前10時00分開議)

議長(神田壽昭君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(神田壽昭君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(神田壽昭君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された議員は10名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

11番 小池浩美議員。

11番(小池浩美君)(登壇) 一般質問を行います。

初めに、牧野市長の政治姿勢についてお聞きいたします。

1つ目は、消費税増税についての市長のお考えをお聞きいたします。

8月10日、野田内閣と民主、自民、公明3党は密室談合を行って、社会保障と税の一体改革関連法案を強行可決いたしました。消費税増税は2009年の民主党の選挙公約にはなかったことであり、現下の衆議院選挙では賛否が激しく拮抗しており最大の争点となっているところです。

今、日本は庶民の懐は冷え込み、物は売れず、価格が下がり、ゆえに経済が冷え込むという悪循環に陥っています。国民の所得も消費も落ち込み、経済成長もとまったままのときに、13兆5,000億円もの所得を国民から奪うことになる消費税大増税は認めるわけにはいきません。

政府試算によりますと、2016年度に消費税が10%になれば、年収300万円の4人世帯の場合、2011年度に比べて24万2,000円もの負担増となります。1カ月分の収入が消費税で飛んでしまうこととなります。国内総生産GDPの6割を占めるといふ個人消費がますます冷え込み、日本経済はいよいよ落ち込むことは火を見るより明らかです。

社会保障のために消費税増税は必要だ、若い人に現在のツケを回さないために増税はやむを得ないとの声もありますが、民主、自民、公明3党が強行した社会保障と税の一体改革関連法における社会保障制度改革推進法は、国の社会保障への公的責任を後退させ、消費税増税と抱き合わせで、医療、介護、年金、子育て、生活保護などの社会保障改悪を進める内容になっています。

我が党は、米軍への思いやり予算や政党助成金など聖域のない無駄の削減、また富裕層や大企業への手厚い減税をやめれば、消費税に頼らずとも社会保障への安定した財源確保ができることを提言しています。国民生活や日本経済に深刻な影響を及ぼす消費税増税は実施するべきではないと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

また、消費税増税による市民負担及び商店、中小業者、農業者など、本市経済への影響についてのお考えをお聞きいたします。

さきの第3回定例会において病院会計での消費税増税への影響についてお聞きいたしました。診療報酬は非課税のため控除対象外消費税、いわゆる損税として病院負担となり、23年度は5,280万円とのことでした。消費税が上がると損税も多額となります。また、診療報酬に消費税を上乗せするとなると患者負担が大きくなります。

お聞きしますが、消費税率が8%、10%となると、病院財政の影響額はどれほどになるのでしょうか。

また、介護や保育所などの福祉施設に係る増税の影響を、数値をもって具体的にお示しく下さい。

社会保障と税の一体改革関連法の附則18条には、景気条項と呼ばれる項目が追加されています。税制の抜本的な改革の実施等により財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引き上げによる経済への影響を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討するというものです。簡単に言いますと、消費税増税によって国の懐に余裕ができるから、成長戦略や事前防災及び減災という公共事業、ばらまき事業をやると法律で決めたのです。3党による密室談合の結果です。

野田首相は、増税の目的を社会保障を持続可能にするため、増税はすべて社会保障に還元されると大見えを切っていましたが、この附則を何と説明するのでしょうか。まさに国民への裏切り行為ではありませんか。そして、自民党は早速国土強靱化基本法案において、事前防災のために今後10年間で200兆円程度のインフラ投資が必要だとか、成長戦略のための法人税の大胆な引き下げ政策などを打ち出してきています。3党の密室談合によって消費税は大型開発や大企業優遇にも使えるように変質してしまいましたが、このことについてのお考えをお聞きいたします。

2つ目は、生活保護についてお聞きいたします。

先ほど消費税増税法の関連法として社会保障制度改革推進法について触れましたが、これは自民党の原案である社会保障制度改革基本法を民主党が丸のみし、公明党が同調してできた新しい法律なのです。この推進法は、国の義務や責任を投げ捨て、国民の自己責任を社会保障の原則とし、徹底した社会保障への公費削減を目指すものとなっています。これは憲法25条に反するものと考えますが、お考えをお聞きいたします。

餓死や孤立死、自殺などが増え続けています。働きたくても仕事がない人、年金が少なくして生活保護を必要とする人、生活保護以下で切り詰めて切り詰めて必死に生きている人、高齢の親の年金頼みで生きる人など、厳しい暮らしを余儀なくされている人が増え続けています。憲法25条を生かす社会保障を実現させることが、国民の命や暮らしを守り切る道だと考えます。しかしながら、推進法によって生活保護の給付基準が切り下げられようとしています。厚生労

働省は、生活保護の給付の適正化の名目で保護基準の見直しを予算編成過程で検討するとして作業に入りましたが、基準の引き下げによる市民生活への影響は甚大なものがあると考えます。

お聞きしますが、生活保護基準の引き下げが実施されると、市民生活にどのような影響が及ぶのでしょうか。影響を受ける制度は何なのか、お聞きいたします。

また、生活保護の不正受給を口実に、扶養義務や就労の強要など保護費受給を抑制させるような生活保護制度の改悪も進められております。最後のセーフティーネットである生活保護の拡充と国民全体のナショナルミニマムを守ることこそ求められることであり、制度の後退は決して許されるものではありません。給付基準切り下げを初め一連の生活保護バッシングをどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

また、市民の命と暮らしを守るため、生活保護制度の改悪を阻止する立場で国へ対して強く物申していくべきと考えますが、お考えをお聞きいたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

小池議員の御質問にお答えいたします。

最初に私から、消費税増税にかかわっての市民生活や商店、中小企業への影響と消費税増税に対する考え方について御答弁申し上げ、病院と福祉施設への影響については総務部長から答弁申し上げます。

我が国においては少子高齢化により人口構成が大きく変化し、加えて貧困などの格差問題や孤独、孤立の広がりなど、新たな課題への対応が求められている現状にあります。

こうした中、年金、医療、介護、子育て、子育て支援などにおいて、国民が将来にわたって安心して暮らしていける持続性のある社会保障制度を構築することは、これからの世代の方々のためにも大変重要なことと考えております。

現在の社会保障は、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心となっていますが、今後更に高齢者が増え現役世代が減っていく社会においては、社会保障の充実と安定を将来にわたってしっかり支えていける制度として確立することが喫緊の課題であると認識しています。

そこで、国はこの社会保障費に対する安定した財源を確保することを目的に、消費税増税を含む社会保障と税の一体改革関連法案を成立させ、これにより消費税率は2014年4月からは8%に、2015年10月からは10%にそれぞれ引き上げられる予定となったところであります。

消費税率の引き上げに当たっては経済状況が好転することが条件となっており、具体的には物価が持続的に下落する状況、いわゆるデフレ経済からの脱却を目指し、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した総合的な施策を検討、実施することとなっております。それぞれの施行前に名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標をもとに経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含めて所要の措置を講ずることとなっているところであります。

そこで、消費税増税による市民負担及び商店、中小業者等、本市経済への影響についての御

質問であります。

市民生活にかかわる影響につきましては、政府の試算によりますと、40歳以上の年収500万円の会社員の夫と専業主婦、小学生の子供2人の一般的な4人世帯では、消費税が8%となった場合で年間6万9,000円の負担増となり、10%となりますと年間11万5,000円の負担増になるとされています。

しかしながら、医療、介護、保育、障害に関する自己負担の合計額に上限を設ける総合合算制度や給付付きの税額控除等、子育て、高齢者世帯などの低所得者に配慮した施策の導入が検討されることとなっております。

また、商店や中小企業への影響としては、商品を販売する際には増税分をすぐに価格に転嫁することができない、一方、商品を納入する際には増税分の価格引き下げを求められるなどの懸念が挙げられています。しかし、国においては消費税率の段階的引き上げを踏まえ消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障がないよう、事業者の実態を十分に把握した上で消費税の転嫁及び価格表示に関する指針の策定とその周知、加えて中小企業者向けの相談の場を設置し、講習会の開催を行うなどの取り組みを含め、より徹底した対策を講じているところであります。

次に、消費税増税の実施に対する考え方についてのお尋ねであります。消費税増税の議論の中には、公務員給与や公共事業費の削減などにより歳出を削減し、増税以外の手法による財政再建策やいわゆる埋蔵金の活用や財政出動による景気振興策によって経済成長をなし遂げることができるなどさまざまな考え方もありますが、国債残高は平成24年度末で約709兆円まで積み上がる見込みであり、これに地方債や借入金等も加えた国及び地方の長期債務残高は約940兆円に達すると見込まれ、これは我が国のGDPの200%ということになり極めて高い数値となっていることは周知のとおりであります。

こうした中、高齢化の急速な進展に伴い社会保障給付費が一貫して大きく伸びている一方で社会保険料収入は横ばいで推移しており、国・地方ともに極めて厳しい財政状況のもとで、負担を将来世代に先送りすることなく国民が安心して希望が持てる社会保障の維持拡充を実現するためには、それに伴う安定財源を確保することは避けて通ることができない課題であり、増税による財源が公共投資などに活用されることはないことを認識しているところであります。

したがいまして、消費税が勤労世代など特定の人に負担が集中せず、税収が経済の動向等に左右されにくい安定的な財源の確保に資する税であることや、その税収の一部が地方交付税の財源として地方財政にとっても重要な役割を果たしていることを踏まえた場合、今回の消費税率の引き上げについては、1つに低所得者や事業者に配慮した措置が設けられること、2つにはその用途を年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化に対処するための施策に要する経費に充てること、そして何より経済状況が好転した場合を条件として、今後議論を深めていただくことが重要と考えています。

消費税増税については、このたびの衆議院総選挙において原子力エネルギー問題やTPP問題とともに大きな争点にもなっており、国民生活に直結する極めて重要な課題でもあります。

とから、その経過を注視してまいりたいと考えております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から、消費税増税にかかわっての病院と福祉施設への影響についてお答えします。

まず、消費税率が引き上げられたときの病院への影響についてであります。

消費税は原則的には仮受消費税と仮払消費税の差額を納付することになりますが、病院の収入の根幹をなす診療報酬が非課税のため、現行制度では非課税に対応した仕入れ税額控除が行われません。このため消費税計算を行いますと、議員お話のとおり、23年度決算では控除対象外消費税、いわゆる損税が5,280万円生じることになります。ただ、これまではこれを補完するため診療報酬の改定により対応されているところでもあります。そこで、消費税率が8%となった場合の損税であります。23年度決算数値を基本に試算しますと8,500万円となり、10%となりますと1億円程度になるものと考えています。

なお、これまで消費税の導入や改定の際には増税分に対する十分な診療報酬の引き上げが行われず、結果的に病院負担が生じているとの意見もありますだけに、負担軽減を図るための必要な措置を望むものであります。

次に、福祉施設に係る増税の影響についてであります。

コスモス苑と桜丘荘の消費税について平成23年度決算をもとに試算しますと、コスモス苑では短期入所を含めた総額で光熱水費などの管理経費に係る消費税は年額360万円のところ、消費税8%となった場合で576万円に、10%となりますと720万円になるものと試算しています。また、桜丘荘については、年額469万5,000円のところ、消費税8%となった場合で年額751万2,000円に、10%となりますと939万円になるものと考えています。

一方、両福祉施設の収入は、桜丘荘では老人福祉法で定められている費用徴収基準額によるものであり、コスモス苑については介護保険法で定められている介護報酬額によるものであることから、基準額及び報酬額が現行のまま推移する場合、増税額分がそのまま影響額になるものと考えています。

仮に増税による影響を補完するための法の改正がなされた場合には、施設運営の影響は少なくなりますが、基準額及び報酬額が増額されることにより利用者負担に大きな影響を及ぼすことが考えられますし、保育所においても給食費等の増加も考えられることから、利用者にも行政運営にも配慮された措置が必要と考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 池田保健福祉部長。

保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） 私から、生活保護についての御質問に御答弁申し上げます。

最初に、社会保障制度改革推進法と憲法第25条とのかかわりについてであります。

推進法は第1条の目的で、社会保障給付費の増大による国民負担の増大や国・地方自治体の財政悪化に対応するため、安定した財源を確保しつつ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るとしてあります。確かに生活保護費はここ20年間で国では約2倍になり、大都市では3倍に増加したところもあり、国や自治体の運営の大きな課題となっておりますし、不正受給や貧困ビジネスなどがクローズアップされる中で生活保護制度への国民の信頼が揺らいでいることは事実であり、制度の見直しが必要な時期に来ているのではないかと考えております。

しかしながら、こうした生活保護が増加している要因については、一昨年秋のリーマンショックによる失業や就労機会の減少、高齢化の急速な進展に伴う高齢夫婦世帯や独居高齢世帯の増加、核家族化の進行、未婚率・離婚率の増加等による家族形態の変容、更には経済構造の変化を背景とした非正規雇用の増加など社会経済情勢の変化によるものであり、受給者の多くはこうした社会情勢の変化に翻弄された人々であります。

したがって、単に財政負担の増加だけを理由に生活保護水準の切り下げが施行されるとすれば、小池議員御指摘のように、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、また、国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとする憲法25条の理念に反するものと言わざるを得ないと思います。

次に、社会保障制度改革推進法をどのように見るかであります。

先ほど申し上げましたように、生活保護が制度上も財政上も見直しが必要になっていることは否めない事実であると考えております。しかしながら、財政負担の削減のみを目的とした生活保護水準の切り下げを行うのではなく、増加原因となっている就労支援の強化、低所得者対策の強化、更には年金制度における最低保障機能強化、医療負担のあり方など、国の責任において抜本的に見直しがされるべきものと考えているところであり、今後推進法により設置される社会保障制度国民会議において十分な検討が行われるよう期待するものであります。

次に、生活保護基準引き下げにより影響を受ける制度についてであります。

改革推進法では、生活扶助、医療扶助等の給付水準についても見直すこととし、生活費や居住費の減額などが検討されていることから、こうした生活保護基準の引き下げがあった場合、さきの決算特別委員会での御質問にも御答弁申し上げたとおり、本市においても市営住宅、水道料金、準要保護、除雪サービス、介護保険料等、各種制度において生活保護基準をもとに判断し利用料の軽減対策やサービスの提供を実施しておりますことから、年金のみで生活されている高齢者など低所得者世帯にとってその影響は大きいものと判断しているところです。

こうしたことから、給付水準の適正化を検討するに当たっては、引き下げの妥当性について幅広い視点から慎重に議論をしていただくことが肝要であると考えております。

次に、一連の生活保護に対するパッシングについてであります。

全国的には、稼働能力があるにもかかわらず就労していない事例や、扶養能力を有する義務者がいるにもかかわらず保護を受けている事例、また、虚偽の申告による不正受給などが表面

化する中で国民の制度に対する不信が生まれ、信頼が失われてきております。このような中で、社会情勢の目まぐるしい変化のため真に生活に困窮し、生活保護に最後の救いを求めた受給者までもが国民の厳しい視線にさらされるような傾向については、非常に残念な状況であると考えているところであります。

本市におきまして制度に対する不信感や信頼を損なうケースはございませんが、今後とも適正な調査に基づく支給決定など適切な制度適用に心がけるとともに、保護を必要とされる方が日常生活において自立した生活ができるよう、必要な支援に努めてまいりたいと存じます。

次に、国等に対する要請行動につきましては、全道市長会や全国市長会において社会保障制度の充実強化に関する決議がされており、生活保護制度については、自治体の意見を十分に尊重した上で改革に取り組むこと、国の責任において不正受給や貧困ビジネスを厳正に排除するなど適正化に向けた法改正を行うとともに稼働可能層に対する一層の就労自立支援を講じること、そして、生活保護が憲法に基づき、国が国民に対して最低限度の生活水準を定めている事項であることから全額国庫負担にすべきであることなど、国が責任をもって果たすべき3点について決議されているところであります。

本市といたしましても、市民の命と暮らしを守るため、この決議に基づいた要請活動を市長会と連携しながら今後とも鋭意進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 次に、地域における高齢者支え合いの活動についてお聞きいたします。

本市の高齢化率は33.57%で3人に1人が65歳以上ということですが、高齢者が元気で生き生きと暮らせる、たとえ病気になっても最期まで安心して生きていける、そんなまちづくりこそが市民の最大の願いだと思います。

お聞きしますが、夫を亡くした寡婦、妻を亡くした寡夫などひとり暮らしの高齢者が増えていますが、本市における高齢者の家族構成の実態はどうか、家族と同居のケースも含めてお聞きいたします。

また、何らかの介護や介助をしている高齢者世帯、65歳以上の妻が65歳以上の夫を介護しているような、いわゆる老老介護世帯の実態もお聞きいたします。

平成24年度から26年度までの第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画が策定されていますが、この計画には、年をとっても住みなれた士別市で安心して暮らしたいという住民ニーズにこたえる施策が示されており、独居高齢者や高齢同居世帯、老老介護世帯への支援策はどのようなものか、お聞きいたします。

2010年に高齢者の実態調査に取り組み始め、以来今日まで地域における高齢者の見守りや生活支援のネットワークづくりに努力されておりますが、今はまだ試行錯誤の進行中ではないかと思っております。地域担当職員制度やSOSネットワークなどに加えて、目下地域住民による支え

合いネットワークとしての福祉パトロール体制が進められていますが、これは安否確認、見守り、声かけが中心の活動のようです。地域での高齢者の見守りや声かけ活動は必要な支援策と考えますが、もう一歩進んで、ひきこもりにならないよう、認知症予備軍にならないよう、さまざまな生活問題の相談を受け解決への道筋を示すことができるよう、そして生き生きとした楽しい生活を送ることができるよう、何らかの援助をすることが支え合い活動ではないかと考えます。

本市が目指す支え合い活動とはどういうものなのでしょうか。孤立死や虐待を防ぐだけが目的とも思えません。支え合い活動の着地点をどのように考えているのか、お聞きいたします。

(降壇)

議長(神田壽昭君) 相山副市長。

副市長(相山佳則君)(登壇) ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に、高齢者の家族構成についてであります。

11月末現在の65歳以上の高齢者人口は7,207人で、高齢者のいる世帯は5,031世帯であり、全世帯の50.8%となります。そのうち独居世帯が1,877世帯、65歳以上の夫婦世帯が1,548世帯となっております。また、昨年の高齢者実態調査時点のデータではありますが、65歳以上で子供などと同居している世帯が約50世帯、65歳未満で子供夫婦や孫などと同居されている方が約1,550世帯であります。

次に、いわゆる老老介護世帯の実態についてであります。

介護認定を受け在宅で介護を受けている方のうち約3世帯に1世帯が老老介護の状況にあり、介護保険での訪問介護や通所介護、ショートステイなどのサービスを利用されているほか、市が独自に実施している支援策を利用されるとともに、離れて暮らす御家族や近くに住む地域の方々の協力を得て生活されている状況にあります。

そこで、本市が実施している具体的な支援策についてであります。市では地域包括支援センター及び市内3カ所に委託している在宅介護支援センターが高齢者の相談窓口として相談に応じております。また、在宅で介護をされている方の肉体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るため、介護方法や介護に関する知識と技術を学んでいただくための介護教室を実施しているほか、在宅介護慰労事業として、在宅で生活されている要介護4、5の方を介護されている介護者への支援として、介護用品購入券や無料ショートステイ利用券などの交付を行っているところであります。更に、在宅で入浴ができない方に対する施設入浴サービス、病状の不安定な方に対する医療機関への移送サービス、調理が困難な方に対する配食サービス、除雪が困難な方への除雪サービスのほか、急病や緊急時に対応するための緊急通報サービスや命のバトン交付などの在宅支援策を講じているところであります。

また、認知症をもつ高齢者を介護する御家族の中には悩みやストレスを抱える方も多く、全国的にはこうした悩みを抱え込み不幸な結果を迎える事例もありますことから、介護者同士が情報交換を行い悩みなどを緩和することができる場として認知症家族会を結成し、担当ケアマ

ネジャーと連携を図りながら、できる限りのバックアップを行っているところであります。

老老介護や独居での課題は、本市のみならず全国的な傾向でもありますことから、現在実施しているサービスに加え、今後必要とされるサービスについて検討するとともに、国においても財政的な支援を含めた対策が講じられることを期待しているところでもあります。

次に、本市が目指す支え合い活動についてであります。

小池議員からお話がありましたように、この活動は孤立死や虐待を防ぐことだけが目的ではなく、高齢者の方が安心して住みなれた地域で生活できるように、近隣や地域との日常的な交流ができ、孤立することがなくなる地縁社会の再構築を目指すものと考えております。

市では平成22年度に実施しました高齢者実態調査の結果を踏まえ、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していただくために地域全体で支え合う体制づくりが必要ととらえ、行政と社会福祉協議会など関係団体が高齢者地域支え合い事業検討会議を設置したところであります。更に、本年度には自治会連合会において高齢者地域支え合い調査検討部会が設置され、高齢者を支えるための仕組みや福祉パトロールの実施方法について、より円滑な取り組みができるよう熱心な討論がされているところであり、関係する団体による連携も更に強化されましたことから、地域全体としての体制が整いつつあるものと認識をしているところであります。

地域で支え合う活動は、まさに住民と行政と関係団体が一体となって実施していく活動であり、地域内住民の連携と活発な交流によって支えられ構築されていくものと考えております。こうしたことから、高齢者の方が住みなれた地域で孤立することなく安心して生活していただけるよう、福祉パトロールに限らず高齢者が地域の方とお茶を飲んだり食事をするなど、地域住民が触れ合い、語り合える憩いの場を設けていただくなど、自治会や民生委員を中心としながら地域福祉のかなめである社会福祉協議会やボランティアなど関係団体等との連携協力により、その地域の特性に合った形の活動が広がるように努めております。

市といたしましては、自治会や関係機関、団体の連携調整に努めることで地域全体での体制強化の推進と現在まで取り組んできた事業充実に加え、生活介護支援サポーターを初めとする支え合い活動に参加していただける人材育成のための学習機会を拡充するとともに、今年度中には市内各事業所に対し見守り活動への参加、協力依頼など、市全体で支え合いの取り組みができる体制の強化に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 次に、改定介護保険についてお聞きいたします。

介護保険法及び介護報酬が改定され本年4月から実施されていますが、これにより利用者や事業所はさまざまな困難な影響を受けています。ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助、生活援助サービスの時間区分において、提供されるサービスの時間が短縮されたり細分化されたりすることで、より一層利用しにくくなりました。これまでの30分以上60分未満と60分以上という区分が、20分以上45分未満と45分以上というように時間が短縮されたことによりま

す。このことは洗濯や買い物などの援助が削られることであり、利用者の自立支援という目的を果たせなくなっています。利用者は今までどおりのサービスを受けるのが難しくなり、ヘルパーもゆとりを持った丁寧な仕事ができない上、収入減にもつながっているのです。

今年8月に新日本婦人の会が全道の会員を対象に改定介護保険についての意見を集めたところ、利用者やヘルパーからたくさんの不安と怒りの声が寄せられています。

札幌の看護師からは、訪問介護提供時間が短縮されたことによって現場では大変なことになっている、利用者さんとゆっくり話ができない、買い物する時間がなく宅配業者に頼んでいる、洗濯はコインランドリー利用になっている、おかずはこれまで2品つくっていたのが1品だけ、など深刻な事態だ。これでは在宅生活を続けるのが困難になる。また、旭川のひとり暮らしの高齢者からは、訪問介護が45分になりでき合いのおかずが多くなった。美唄の方からは、ひとり暮らしの兄が札幌で介護支援を受けている。今まで90分かけてお掃除をしてもらっていたのが、4月からは60分と短くなった。これからは兄に声をかけての会話も、ごみ出しの指導もできなくなるのではないかと。社会福祉協会の方もヘルパーさんを派遣する会社の方も説明に困惑していた。気の毒なほどだった。営業する側も利用する側も、何もよいことはない。老人をもっと大切にしてほしい。

本市においてもヘルパーや利用者から同様の声を聞くのですが、時間短縮による利用者やヘルパーへの影響についてどのように把握しているのでしょうか、本市での実態をお聞きいたします。

また、生活援助の時間区分は、介護報酬を大きく引き下げています。そのことによる小規模事業所への影響は少なくないと考えますが、実態をどのように把握しているのでしょうか、お聞きいたします。

更に、時間短縮、細切れの介護は、ヘルパーのやりがいを失わせ、労働条件も悪化させ、訪問介護事業における離職者が増えることになると考えますが、いかがでしょうか、お考えをお聞きいたします。

そして、市内事業者に対して生活援助の時間見直しについては、一律に短縮することのないよう指導するべきと考えますが、どのような対応をしているのか、お聞きいたします。

本市では、デイサービス、通所介護事業者が多いのですが、最も利益率が高い事業と言われてもいます。それゆえに、このことを理由にデイサービス全体の報酬の適正化を口実に、こちらの時間区分も見直されています。6時間以上8時間未満という区分が、5時間以上7時間未満と7時間以上9時間未満の区分変更となりました。そして、5時間以上7時間未満だと、要介護度によっては介護報酬が9%近くも減額となります。7時間以上9時間未満だと介護報酬は増えますが、職員の残業や新たな職員増などで人件費が増え、事業所の収益にはつながりません。

さきの新日本婦人の会の会員からは、札幌市の利用者は、デイサービスの時間が延び家族としてはうれしかったが、それに伴い利用料が高くなった。あるいは、週3回行っていたが、金

額が高くなるので2回にしたなどの声が寄せられています。苫小牧の方は、施設としては利用者を増やさなければならぬのか、人数が増えて以前より利用者への心配りがしてもらえなくなったように感じる。また、札幌白石区の施設職員は、当施設では通所介護の時間帯を7時から9時間へ移行した。したがって、サービス時間は9時10分から16時20分となった。しかし、送迎時間より早目に出発するため職員は8時から出勤し、お迎え、送りなどで18時に退勤となる。勤務時間を8時から18時とすると、毎日1時間の時間外労働が発生する。毎日の残業は肉体的につらい。利用者様からは、お迎えに来るのが早過ぎると苦情が出ている。冬になると夜道の5時、6時は真っ暗になり、車の数は増え、事故のリスクは大きい。どうしてこのような改定をしたのか、怒りを覚える。

お聞きしますが、民間を含む市内デイサービス事業者への影響をどのように把握しているのでしょうか。実態はどうか、お聞きいたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 池田部長。

保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） ただいまの御質問にお答えをいたします。

本年4月、介護保険法改正により訪問介護のうち掃除、洗濯、買い物、調理などの生活援助につきましては、サービスの提供実態を踏まえるとともに、限られた人材の効果的活用を図り、より多くの利用者に対し適切に情報の収集と課題を分析し、利用者の必要とするケアを効率的に調整して提供するという観点から、時間区分の再分化とそれに伴う介護報酬の変更がなされているところでございます。

初めに、生活援助の時間短縮による利用者やヘルパーへの影響についてどのように把握しているか、本市での実態についてのお尋ねであります。

市内5カ所の訪問介護サービス事業所の訪問介護員及び管理者への聞き取りと地域ケア会議において各居宅介護支援事業所のケアマネジャーに意見聴取をいたしましたところ、訪問介護の生活援助を利用されている方々への影響については、担当ケアマネジャーや事業所から説明を受けられて、新たなケアプランのもとに提供を受けたサービス内容に対し特に不満の声は聞かれていない状況であります。

一方、訪問介護員や事業所管理者からは、基本的には時間区分に応じたサービス提供をしているとのことですが、時間が足りないときは時間をオーバーしてのサービス提供もあると伺っております。

次に、生活援助の時間区分と介護報酬の変更が小規模事業所にどのように影響しているか、その実態についてのお尋ねであります。

市内の小規模訪問介護サービス事業所は法人を除きますと3カ所ございますが、時間区分変更による影響についてお聞きしましたところ、1カ所につきましては平成24年度からの開設のため比較ができないということでありまして、他の2カ所の事業所につきましては特に影響はないとの回答をいただいております。

また、法改正により訪問介護事業における離職者が増えることになるのではないかとのお尋

ねであります。市内5カ所の事業所にお聞きしましたところ、生活援助の時間区分の変更により、やりがいや失われたり労働条件の悪化などによる離職者は一人もいなかったとのことでございます。このことは、本年の改正により4%の介護職員処遇改善加算が介護報酬に加えられ、それを職員の賃金アップにすべて反映することになったことなどにより、影響が抑制されたものと考えております。

更に、市内事業所に対して生活援助の時間見直しについては、一律に短縮することのないよう指導すべきとのことについてであります。

この時間区分の見直しにより、利用者の意向を踏まえ一律に新たな時間区分に適合させることを強いることは、決してあってはならないと考えております。今回の改正内容については、支援が必要な利用者については、事前に身体状況や介護環境等を適切に評価し、支援方法の選択と適切な介護サービス計画に基づき、見直し以前に提供されていた60分程度のサービスや90分程度のサービスを45分以上に位置づけ継続して提供することが可能となっているところがございます。本市では、今までに90分で生活援助を受けられていた利用者ですと、45分の訪問介護を午前と午後の2回に分けて提供することや週1回のサービスを週2回とする等、より利用者の生活リズムに合わせた複数回の訪問により対応いたしており、介護支援専門員は利用者の意向と自己決定を尊重した介護サービス計画を作成し、一律に生活援助の時間を短縮するようなことはしておりませんことから、特に指導は出さなかつもりでございます。

訪問介護の次に通所介護のお尋ねでございます。

デイサービスの時間区分の変更により市内デイサービス事業者への影響をどのように把握しているか、その実態についてのお尋ねでございます。

通所介護の主な改正内容につきましては、小規模型事業所と通常規模型事業所の管理的経費とサービス提供時間の実態を踏まえて適正化を行い、あわせて家族介護者への介護負担の軽減を支援促進する観点から、サービスの提供の時間区分を見直すとともに、12時間までの延長加算を認め、長時間のサービス提供をより評価する仕組みとしたものであります。

市内の通所介護サービス事業所は民間を含めると5カ所ございますが、市直営の桜丘デイサービスにつきましては、従前からの開設時間で区分の変更はなく、時間の延長はいたしておりません。また、介護報酬への影響ではありますが、要支援の通所者の介護報酬は減額し、一方、要介護1から5の介護報酬は増額となったことから、介護報酬改定の影響は余りございませんでした。

また、民間の4事業所については、利用者の利便性を向上させるため、利用者の理解を得ながら時間区分を変更して開設時間を1時間延長し、介護報酬が増額となっておりますが、時間を延長したことにより職員の勤務体制の影響があったところもあり、職員の勤務時間が延びることで人件費が上昇し、介護報酬がアップしても収支が減額となった事業所もございます。

訪問介護や通所介護は在宅介護を支える重要なサービスでありますことから、今後ともサービス事業所との連絡調整を図りながら、市民の要望にこたえられるサービス提供体制となるよ

う鋭意努めてまいります。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君）（登壇） 最後の質問は、学校給食にかかわるアンケートについてお聞きいたします。

第3回定例議会において渡辺議員の質問に答え、週3回実施している米飯給食のすべてを委託炊飯の方向で検討したい、このことにより給食費が値上がりするので保護者の考えをアンケートによって知りたいとの考えを示されました。そして、10月には学校給食についてのアンケートを市内全校において実施したと聞きますが、このアンケートの目的は給食の米飯を家庭から持参することの賛否や給食費値上げについての保護者の意見を知るためのものだったのでしょうか。

初めに、アンケートの目的と対象はだれなのか、配布数と回収数及び回収率をお聞きいたします。

アンケート実施にはさまざまな目的があるかと思いますが、米飯委託の件と給食費値上げに絞ってお聞きいたします。

この2点についてどのような回答が得られたのか、数値上の結果と、そのことについての回答者の意見などをお聞きいたします。

さきの議会答弁では、アンケートの結果は結果として一つの参考とする、方向性等は教育委員会で検討する、アンケートの結果がすべてではないとのことでした。

米飯の完全委託に踏み出すと、それに伴う給食費の引き上げ、更に物品の購入やスペースの確保といった課題がたくさん出てきますが、教育委員会としては家庭からの米飯持参は中止する方向で進めるといふきっぱりとした意思表示であったと思います。しかしながら、給食費の引き上げは家庭の経済に影響する問題であり、子供が多い家庭ほど家計負担が大きくなり、子育て中の家庭には深刻な問題ではないかと思えます。もっと時間をかけて保護者と話し合い、理解を得るよう努める必要があると考えますが、このアンケートをもとに今後どのように取り組もうとお考えか、お聞きいたします。

最後に、現在就学援助を利用して給食費を納入している家庭がどれほどあるのか、お聞きいたします。全校生徒世帯の何%でしょうか。

また、給食費滞納家庭はどれほどでしょうか。滞納の理由もお聞きいたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

去る10月26日に実施いたしましたアンケートの目的でございますが、衛生面や事故防止の観点から一貫した管理による安全な給食の提供を実施するため、現在の週2回の米飯持参をやめ、週3回の米飯すべてを給食センターから提供することについて、小学生1食当たり221円が246円、中学生では1食当たり260円が288円となり、それぞれ25円と28円の値上がりがあることを

提示した上で、保護者と教職員を対象としたアンケートを実施いたしましたところでございます。

この対象者は、保護者、教職員合わせて1,490人、回収数は1,122人で、回収率75%となったところでございます。

アンケートの結果についてであります。3食とも給食センターで提供すべきが42%、2食を給食センターで提供すべきが4%、今までどおり1食を給食センターで提供すべきが45%、その他が9%となったところでございます。

そこで、寄せられた意見は、持参米飯は忘れる子供がいる、お弁当箱がかさばりランドセルには入らない、夏場に持たせるのは食中毒が心配などや、3食とも家庭から持参がよい、あるいは子供の食べる量が違うので持参がよい、給食費が値上げされるのなら今のままでよい、委託御飯のときは食べ残しが多いなどでありました。

持参米飯を委託米飯に転換することは食の安全性や衛生管理の面からも必要と考えておりますが、議員のお話にありますとおり、委託米飯への転換をすることにより給食費が値上がりすることになりますので、土別市学校給食会、土別市PTA連絡協議会、更には各学校単位のPTAとも複数回にわたってしっかりと話し合いを進め、理解を得るよう努めてまいります。

最後に、就学援助制度による給食費納入家庭はどのくらいかとの御質問でございますが、平成22年度は228世帯、358名で総児童生徒数1,691名に対し21%、23年度は245世帯、391名で1,638名に対して24%、本年度は259世帯、407名で1,575名に対し26%となっており、年々増加傾向となっております。

また、給食費滞納家庭についてでございますが、平成22年度は32世帯、49名で滞納額が123万円、23年度は30世帯、41名で滞納額が142万円となっております。滞納の理由といたしましては、経済的余裕があるにもかかわらず支払わないということや、義務教育に要する費用は公が負担すべきだとの主張や、住宅ローンの支払いが優先だといった考え方の内容となっております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 小池議員。

11番（小池浩美君） 以上で終わります。

議長（神田壽昭君） 2番 十河剛志議員。

2番（十河剛志君）（登壇） 平成24年第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。

質問に入る前に、今回、民生福祉常任委員会の道外視察をお受けいただいた大分県臼杵市、豊後大野市、熊本県荒尾市、福岡県筑紫野市の関係者の皆様に対しましてお礼を申し上げます。

1項目めの土別市立病院の改革について質問いたします。

今回の民生福祉常任委員会での道外視察では、改革プランをつくり成果の出ている九州の2カ所の公立病院を視察してまいりました。

豊後大野市民病院では、事業管理者である病院長みずからお忙しい中、改革プランの説明を

していただきました。豊後大野市民病院と荒尾市立病院とは病院の置かれている環境は違いますが、豊後大野市民病院は、大分県立三重病院165床と公立おがた総合病院148床が平成22年10月に199床の市民病院として統合した病院です。豊後大野市の人口が4万人弱で、診療科21科目、医師数21名、看護師147名、平成23年度の入院患者数6万4,702人、外来患者数10万3,829人と、2次救急医療の充実に努める地域の中核病院です。

荒尾市立病院は有明保健医療圏に属し、2市4町の面積421.25平方キロメートルに人口16万8,821人の急性期医療を提供する有明地域の中核病院で、病床数274床、診療科27科目、医師数31名、看護師208名で、民間的手法の導入を積極的に進め、徹底した収入増加に取り組み、経費削減では給与カットをして、平成22年度より経常黒字を達成している病院です。

2カ所の病院とも経営形態を公営企業法全部適用として取り組むということは、自立的でかつ効率的な事業運営ができることで民間企業のような素早い改革ができ、事業管理者のもと全職員の意識も変わり、改革の成果が出たのではないかと感じました。

土別市立病院の山田院長は、診療に追われる中、医師確保のために精力的に奔走し、病院経営では大変苦慮されております。病院改革を進めるに当たり、全職員に対し全員野球で取り組んでいかないとならないとおっしゃられております。また、看護師長が各病棟などのミーティングに参加し、病院長の意思を伝えていと聞いています。病院改革を全職員でやるのであれば、逆に山田院長を全職員で担ぎ、公営企業法全部適用することが病院改革につながるようになると思います。

前回、小池議員の質問の答弁では、依然として医師、看護師不足が続く中で経営の大きな改善を見込むことは難しく、全部適用を導入したとしても、そのメリットを見出すことは現時点において難しく、人事、組織管理部門の業務量の増加などデメリットに対する懸念のほうが大きいと判断していると述べられておりましたが、循環器内科の医師2名が勤務され、来年新卒の看護師が10名入る予定になっていると聞いています。全部適用することで山田院長が今以上に力が発揮できると思いますが、今後、公営企業法全部適用の考え方を再度お聞きしたいと思います。

2つ目に、SPDシステムの導入についてお考えをお聞きいたします。

今回の道外視察した2カ所の病院でもSPDシステムの導入をしていました。豊後大野では委託によるSPDシステムを導入し、実際に物品を管理しているところも視察させていただきました。土別市立病院での導入について検討されているのか、過去に検討した経緯があるのか、お尋ねいたします。

SPDとは、病院が使用・消費する物品の選定、調達・購入方法の設定、発注から在庫・払い出し・使用・消費・補充に至る一連の物品の流れ、取引の流れ及び情報の流れを物品管理コンピューターシステムを使い管理し、トレーサビリティなど医療の安全性を確保するとともにコスト削減、原価管理など、病院経営管理改善、効率化に資するための物品物流管理システムのことを言います。

S P Dシステムにすることで、医療品、医療資材の消費を管理、コントロールし一元的に管理できるので、インシデント、アクシデントの抑制にもつながり、不良在庫の減少、有効期限切れの防止、保健請求漏れの防止に役立つと考えます。また、事務員や看護師などの業務負担を大きく軽減することができるので、部分的にでも導入する検討を進めてはいかがでしょうか。

3つ目は、ジェネリック医薬品についてお聞きいたします。

2009年の国民医療費36兆円、そのうち薬剤費8兆円を、政府は薬剤費の抑制策としてジェネリック医薬品の使用拡大を22.8%から30%以上にするという目標を掲げています。ジェネリック医薬品の普及は患者負担の軽減、医療保険財政の改善を図れると言われております。病院経営でもジェネリック医薬品を推進することにより購入費の抑制を図れると思いますが、いかがでしょうか。

4つ目は、医療品、医療材料の共同購入による価格交渉についてお聞きいたします。

先月、特定疾患患者の雇用について現状を伺うために札幌東徳洲会病院に行ってみりました。そのとき東徳洲会病院の方に、道北の公立病院でまとめて医療品、医療資材を購入することで購入業者との価格交渉が優位にでき、経費削減につながるのではないかとというアドバイスをいただきました。そのとき、道外視察で行った荒尾市立病院を思い出しました。荒尾市立病院は、中期経営計画評価調書の中で、薬剤の価格交渉を毎年行い材料費対医業収益比率を出し毎年評価しています。先月、第2回上川北部自治体病院等広域化連携検討会議が行われておりますし、改革プランの中にも薬剤、材料の他院との共同購入の検討や購入コスト削減に向けて対応を図ると書いてあります。

上川北部自治体病院全体で共同購入をして、経費を削減することはできないのでしょうか。また、改革プランの他院との共同購入はどこまで進んでいるのか、お聞かせください。平成23年度材料費5億4,300万円のうち1%削減でも500万円が削減できることになると思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 十河議員の御質問にお答えいたします。

私から、士別市立病院経営改革についてのうち地方公営企業法全部適用についてお答え申し上げ、他の御質問については市立病院事務局長からお答え申し上げます。

病院事業における地方公営企業法の適用につきましては、現在病院は財務規定のみが適用される一部適用となっておりますが、全国的には4割近い自治体病院が全部適用に移行している状況にあります。

また、全部適用のメリットとしては、管理責任者が地方公共団体の長から地方公共団体の長が任命する事業管理者となることなどから、1つには経営責任が明確になる、2つには機動性、迅速性が発揮される、3つには自立性が拡大する、4つには職員の経営意識が向上する、5つには業績に応じた給与体系の導入が図れると言われております。

全部適用を移行した自治体病院においては院長が事業管理者となるのが一般的であり、医

療法上の病院管理者である院長としての業務も兼ねる状況となっております。一方、一部適用にあっては、管理責任者は市長であります。院長と市長の連携を密にすることによって院長のリーダーシップが発揮され、機動性、迅速性も損なわれるものではないと考えており、院長と私は日ごろより機会あるごとに意見交換をいたしているところであります。

また、経営改革に向け職員の意識の面においても、十分な情報交換によって目標の共有化を図ることができると考えており、去る11月に院長みずから先頭に立って臨時職員を含めた全職員に訓示し、全員野球による経営立て直しを求めたところでもあります。

このような中で、院長は常勤医が少ないことから、外来診療及び入院診療のほか内視鏡検査などにも携わるとともに、宿日直の当番医を引き受けるなど極めて多忙な状況にあります。また、病院経営状況は、循環器内科医2名を確保いたしました。依然として医師不足にあるとともに、来年度には10名の看護師の確保が予定されているものの、いまだ不足状況にあり、経営改善にはいまだ少しの時間が必要と考えますが、現時点で経営が極めて厳しい中で経営の全責任を担う事業管理者を任命するには難しいものがあります。病院経営改善を行うにあっては、全部適用であっても一部適用であっても、その取り組み内容に大きな違いはないものと考えております。

さきの第3回定例会の小池議員に対する答弁でも申し上げたところでありますが、全部適用の導入によるメリットよりも、むしろ限られた人員の中で人事、組織管理部門の業務量の増加などを考えますと、現状にあっては全部適用に移行する状況にはないと判断をしているところであります。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 吉田市立病院事務局長。

市立病院事務局長（吉田博行君）（登壇） 私から、土別市立病院経営改革についてのうち、地方公営企業法全部適用以外についてお答え申し上げます。

初めに、SPDシステム（物品物流管理システム）についてであります。

SPDシステムは、お話のとおり、病院で使用する医療材料などの物品の購入方法の設定及び発注から在庫管理、現場への払い出し、そして補充に至るまでの物品の流れの管理をするものであり、このシステムを導入することにより不良在庫及び過剰在庫の解消、保険請求漏れの防止、請求発注業務の軽減につながるなどのメリットが言われております。

また、システム導入につきましてはさまざまな形態があり、病院職員のための院内単独で物品管理を行う方法、SPD業者の専門職員と共同で行う委託、物品の選定から価格交渉支援を含めて委託する方法のほか、通信環境を整備し、発注も在庫もすべて業者に委託する形態もあります。

SPDシステムの導入に関しては病院でも導入を検討した経緯がありますが、膨大な数の物品に品名、品番、形式、数量、共通認識番号、いわゆるJANコードなどを入力する物品マスター、基礎情報に関するデータ作成に当たっての業務量やシステム導入にかかる費用とその効

果を比較検討した結果、導入には至りませんでした。

しかしながら、システムの有用性を踏まえ、購入時期が不定期な診療材料について購入が容易になるよう、検索データを管理いたしているところであります。病院では、不良在庫、過剰在庫対策として、年間使用量データをもとに随時在庫定数及び請求量の見直しやチェックを行うなどの対応をいたしております。また、診療材料に関する情報を診療報酬改定時や必要に応じて勉強会を開催するなど、診療報酬の請求漏れ防止にも努めているところでありますが、看護師と医療スタッフが不足している状況下において、SPDシステムは業務負担の軽減にもつながりませすだけに、導入について改めて研究いたしてまいりたいと存じます。

次に、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の推進についてであります。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間満了となった医薬品を他の製薬会社が製造するもので、薬価開発費用が安く抑えられることなどから先発医薬品に比べて安価となっております。このため厚生労働省は、患者負担の軽減、医療費の抑制を図るためジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいるところであり、また、土別国保を初め各保険者においてもジェネリック医薬品の使用促進が図れているところであります。

そこで、病院の状況であります。外来診療における投薬は平成20年よりそのほとんどが院外薬局へ処方せんを発行しており、この処方せんに記載されている医薬品は、医師がジェネリック医薬品への変更を行わない旨の指示をしていなければ、患者は薬局の薬剤師と相談することでジェネリック医薬品に変更することが可能であることから、本年4月から9月まで発行された処方せんにジェネリック医薬品が1品目以上処方された割合は50%に達しているところであります。

入院診療及び夜間休日等の救急外来診療の場合は院内処方に対処しておりますが、院内の薬事委員会で採用決定している医薬品が処方されることとなります。病院で採用している医薬品は代替医薬品のない新薬を中心に1,151品目でありますが、このうちジェネリック医薬品は3月時点で7.9%でありましたが、9月調査で127品目、11%になるとともに、採用割合は道内の21市立病院の中でも中位となっております。

今後、患者負担の軽減、医療費の抑制とともに、情報を収集し、安心して供給が安定しているジェネリック医薬品から順次採用を図ってまいりたいと考えております。

次に、医薬品、医療材料の共同購入についてであります。

病院におきましては、使用頻度の高い診療材料については、年度当初に見積もり合わせにより単価契約を行うとともに、薬剤その他の診療材料については、毎年価格交渉を実施し支出抑制に努めているところであります。

共同購入により大量の診療材料等を購入することは、単独で購入するより安くなり経費負担が少なくなるというメリットがありますだけに、病院経営改革プランにおける具体的取り組み事項にも、支出抑制のため薬剤材料の他病院との共同購入の検討を掲げているところでありませす。

また、現在、名寄保健所が策定している自治体病院等広域化連携構想を踏まえた上川北部地域行動計画においても、上川北部地域の自治体病院による医薬品や医療器具の共同購入の推進について、25年度中に一定の方針を出すことで盛り込まれようとしております。

ただ、同じ病気治療を行うにしても医師の考え方もあり、それぞれの病院で使用している材料のメーカーや型番号等が違うため共同購入が難しいものもありますし、場合によっては同一品でも単価が異なるものもあるなど、病院間の調整が必要であります。このため、名寄市立総合病院との意見交換を昨年から数度にわたって行っているところでありますが、今後他病院を含めて一層の意見交換を進め、共同購入について検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁とします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 十河議員。

2番（十河剛志君）（登壇） 2項目めに、各種相談を受けつける総合相談窓口についてお聞きいたします。

今日の経済社会環境の変化を背景に、経済的な問題、社会的な関係をめぐる問題、家族関係をめぐる問題、精神保健をめぐる問題など、多領域にわたる要因が複雑に絡んで更に問題を複雑、深刻化させる悪循環を引き起こしていると考えます。また、生活上困難に直面する問題が増加してきているとも思います。生活困窮する当事者自身が自分の抱える問題を正確に確認できないケースも少なくなく、自分の力では必要な支援にたどりつくことが困難だと考えます。また、高齢者、障害者、女性、若者、子供などの対象者や介護、福祉、医療、就労支援など制度別に構築した支援体制では、どこでも複雑に絡み合った問題のすべてを把握し、受けとめることが難しくなっています。現在の体制では、対象や制度に合わせて問題を限定化してとらえ支援を行ったり、あるいはほかの支援機関に回すことが行われがちであるが、それでは問題の悪循環から抜け出し、自立に結びつけていくことは難しいと考えます。

当事者の考える問題の全体を構造的に把握した上で当事者のニーズに合わせて、制度横断的に一人一人オーダーメイドで支援の調整、調達、開拓等のコーディネートを行い、かつ当事者の状況変化に応じて継続的に並走型で行っていくパーソナル・サポート・サービスという支援があります。パーソナル・サポート・サービスは国のモデル事業として、平成22年9月から24年4月まで全国20カ所で実施されました。パーソナル・サポート・モデル事業は、とても今の時代に合ったよい事業だと考えます。各種支援機関との連携体制を構築することやパーソナル・サポーターを担う人材を確保することは大変困難だと考えますが、どこに相談してよいのかわからない方や生活弱者の支援や難病の就労支援、介護難民対策の支援など、複合的な生活課題を抱えた方に対し相談者の方に寄り添いながら、行政やハローワーク、社協などの機関、組織とも連携し、就労、生活、支援をワンストップで受けとめ並走型支援ができるパーソナル・サポート・サービスのような総合相談窓口の開設はできないのでしょうか。（降壇）

議長（神田壽昭君） 鈴木部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

近年ライフスタイルの変化や社会経済情勢の急変による雇用状況の悪化などにより、年齢や性別、障害の有無などに関係することなく、また、福祉、医療、就労などさまざまな分野で複数の悩みを持つ社会的弱者や貧困者が増大している実態にあります。

議員お話しのパーソナル・サポート・サービスは、平成22年度に政府の新成長戦略に基づく緊急雇用対策本部のプロジェクト事業として実施されており、主として失業対策を初めさまざまな領域にわたる問題が複雑に絡み、自分の力のみでは必要な支援策にたどりつくことが困難な方に対して、問題全体を把握した上で、個別的、継続的、包括的な支援を行う仕組みの構築を目指しているものであります。

お話のとおり、現在全国20カ所でモデル事業として実施されており、北海道においては釧路市が平成22年に指定を受け、現在NPO法人に運営を委託して事業を実施しているところであります。

サービスの具体的な内容としては、リストラや会社倒産による失業に関する問題、暴力、虐待など家族関係の問題、いじめ、ひきこもりなど社会的な関係の問題、うつ、発達障害など精神保健の問題、多重債務、消費者トラブルなど経済的な問題など、さまざまな問題をパーソナル・サポーターと言われる専門相談員が制度や仕組みの縦割りを超え総合的に解決に導くとともに、職業訓練など就労意欲と不安に対応した就労支援策のコーディネートから就職に至るまでのフォロー、見守りを継続する寄り添い型、伴走型支援をすることにしています。

こうした取り組みは、就労意欲がありながら何らかの理由により働くことができないなどの問題を抱えているすべての相談者を対象に、マンツーマン体制での密接な対応により進められることから、雇用等の問題に加えて、現在深刻な社会問題となっている自殺対策に至るまでの幅広い分野において効果が期待できると考えられています。

そこで、本市における各種相談窓口の対応についてであります。来庁した市民の負担の軽減を図ることなどを目的として従来からワンストップサービスの取り組みを進めているところです。これは、来庁した市民に最初に対応した職員がその相談内容に応じ、まずは適切な担当職員との面談へスムーズに案内することであり、また、複数の相談がある場合には担当職員が出向くなど、横断的な対応を図ることを基本としています。

また、平成18年には介護保険制度の改正を受け、保健福祉部内に保健師、社会福祉士、介護支援専門員など専門職員で構成する地域包括支援センターを設置したことから、福祉、介護、医療、自立支援など高齢者を対象とするさまざまな相談に総合的に対応しており、相談の内容によっては社会福祉協議会やハローワーク、保健所、病院、他市の施設等の紹介や連絡調整など、当事者の立場に立った対応を心がけているところです。更に、DV等への対応として企画課を窓口にして市民部、保健福祉部との連携体制を整えているところでもあります。

パーソナル・サポート・サービスの目指す問題解決から就職などの生活支援に至るまでの一貫したサポート体制により、一人一人の実態に合わせた総合的な相談窓口の必要性は認識するものではありませんが、相談に当たる専門員を初め人材の確保など多くの課題もあることから、

当面は現在取り組んでいるワンストップサービスを継続する中、相談業務に当たる職員の専門知識の向上を初め、個人情報の適切な管理、関係部署、関係機関との情報の共有や連携の強化に努め、迅速かつ的確に、そして総合的に相談業務に当たることを基本に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 十河議員。

2番（十河剛志君）（登壇） 3項目めに、空き家対策についてお聞きいたします。

今年1月から4月にかけてのラニーニャ現象による低温や大雪で甚大な被害が出たことは、記憶に新しいことと思います。北海道における営農施設被害状況では、88市町村でビニールハウスの倒壊や一部破損が約6,485棟、D型ハウスなどその他の施設の被害が835棟などとなり、被害総額は約23億円となりました。

先月の報道で、旭川市が昨シーズンの冬、道内で空き家が雪の重みで倒壊するなどの被害が相次いだことを受けて、今年8月から10月にかけて市内にある空き家について雪が積もった場合の危険性を調べ、老朽化で倒壊したり屋根が道路にせり出すなどして落雪による事故が起きたりするおそれのある建物がおよそ120棟あると調査結果を公表していました。

また、名寄市でも平成21年から平成23年にかけて道の緊急雇用創出対策事業を使い、市民、町内会などからの情報をもとに、危険な空き家85棟のうち22棟を事業にて撤去したと聞きました。

このようなことから、土別市も他市町村同様、少子高齢化が進み空き家が増えていると考えます。土別市として危険な空き家の調査は行っているのでしょうか。また、市民や町内会などから危険な空き家の情報や苦情は来っていないのでしょうか、お知らせください。

今年の冬もエルニーニョ現象が持続する可能性があると言われております。危険な空き家を放置しておくことは、防犯、防災、防火、衛生上問題があり、事件、事故が起こる前に対策をとることが必要じゃないかと考えます。今後の対策をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

長野県大鹿村では、空き家の物件の情報を収集し役場のホームページを通じて情報を提供することや、空き家改修事業補助金、空き家活用事業補助金など、おもしろい取り組みをしている自治体もあります。

私も東京から来た方が、夏場だけペットを連れ夫婦で住める住宅はないか相談されたこともありますので、空き家を借り上げ、短期移住、体験住宅のようなものをつくることはできないのでしょうか。

最後に、滝川市では昨年12月に滝川市空き家等の適正管理に関する条例を制定しておりますが、土別市としてこれから増える空き家問題に対し、空き家条例の制定について現時点での考えをお聞きしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（神田壽昭君） 三好市民部長。

市民部長（三好信之君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、市内空き家の現状であります。平成23年度に新規就農や農業移住体験用住宅の活用を検討するため、緊急雇用創出推進事業により農村地域の空き家を調査し157件の空き家を確認いたしました。市街地区はこれまで調査を実施しておらず、空き家件数及び危険な状態にある空き家などは把握していない状況にあります。

空き家の管理については建物所有者の責任において行われることが本来であります。持ち主が市外に転居されるなど中には十分な管理がなされていない状況もあり、特に冬期間は積雪による建物の倒壊や落氷雪が懸念され、地域の方から市へ情報が寄せられた際には、事故の未然防止に向けて建物管理者へ連絡をとり対処しているところであります。

大雪に見舞われた昨年度には、市道の沿線などで危険との通報が5件あったほか、道路管理者として冬期間の定期巡視により確認した4件、計9件について雪おろしの指導を行うなどの対応をいたしたところであります。

また、建築基準法による指導等につきましては、平成10年度からこれまでに構造上危険であると判断した7件に対して、適切な維持保全を行うよう口頭または文書での指導を行っており、そのほとんどが空き家という状況でありましたが、5件については取り壊し、残り2件は改修などにより、現在危険は解消されております。

次に、今後の対策についてであります。

少子高齢化や人口減少を背景に空き家は年々増加し、全国的にも住宅数が世帯数を761万戸上回っており、更には管理不全や住宅市場に流通しない空き家も多く、防犯上あるいは環境保全上において地方公共団体共通の課題となっていることから、本年6月、国土交通省では、地方公共団体における空き家調査の手引を作成したところであります。この手引では、空き家の特定にあっては水道使用状況、住宅統計の活用のほか、自治会などの地域住民からの情報収集が有効な手法として示されており、今後これらについて検討を加え、全市の危険空き家などの状況把握に努めてまいりたいと存じます。

次に、長野県大鹿村を例にした体験住宅の活用等についてであります。

地域活性化を図るためにも交流人口の拡大は重要な要素であり、その取り組みの一つでもある体験移住に関しては、本市でも朝日地区に2棟、上士別地区に1棟の短期移住体験住宅を用意して受け入れを行うとともに、北海道暮らしフェアなどにおいて広くPRに努めております。

また、地域住民が主体となった温根別スローライフ協議会においては、地元の空き家住宅を提供し定住に結びつけた事例もあり、こうした取り組みは高い評価を寄せられているところであります。

ただ、市が空き家を借り上げ、短期移住体験住宅として活用することについては、あくまでも個人の所有財産でありますので施設整備や管理面での課題も考えられることから、当面は市が所有する建物の活用を基本としていく考えであります。

次に、空き家条例の制定についてであります。

現在、全国で約30の自治体で制定されており、その主な内容は、管理不全な建物について所有者に対する指導、助言、勧告、命令などを行うほか、それに従わない場合は氏名の公表、更には行政が解体を代執行することなどを定めているものでありますが、仮に代執行を行うとしても現実的に費用の回収は困難など現時点では課題も多く、現段階で本市で条例制定の考えはありませんが、まずは本市の実態を把握した上で、今後条例制定の必要性について判断をしてみたいと存じます。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） ここで、昼食を含め午後 1 時30分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 5 2 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 国忠崇史議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 第4回定例会に当たり一般質問を行います。

第1のテーマとして、今まさにこの市役所の外に垂れ幕がかかっている非核平和宣言都市としての活動について幾つか質問いたします。

この非核平和都市宣言を改めて紹介しますと、全文、次のようなものです。

核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは国民共通の悲願であり、土別市民の心からの望みです。核兵器が世界の平和と人類の生存に脅威を与えつつある今日、私たちは核兵器の廃絶を強く訴えるものです。美しい郷土を守り豊かな暮らしを子孫に伝えるために、非核三原則の堅持と恒久の平和を願い、ここに非核平和都市を宣言します。

この宣言に基づいてどんな取り組みをしてきたのか、朝日町との合併前から通算してお答え願いたいと思います。

2つ目です。実は私自身、長崎で開かれた恒例の原水爆禁止世界大会に行ったことがあります。確かに重要な大会でありまして、核廃絶に向けた真剣な国際的シンポジウムなども行われていました。しかし、数十年にわたり行ってきたことで、どこか年中行事とか風物詩に近くなっていた部分もあるのではないかと、いささか疑問も持ったのが事実です。確かに核廃絶がどこか建前に終始していた部分があったからこそ、今日本の有力政治家の中には妙な本音主義と言うべきものがはびこり、核兵器を保有した場合のシミュレーションだとか、核保有しないと日本が大国扱いされない、核保有による抑止力はむしろ戦争しないためのものだという発言が多くなっています。核抑止力に依拠することが軍拡競争につながってきたのはアメリカ・ソビエト冷戦時代からの歴史的事実であるし、とにかく我が国は被爆した国だという事実を忘れた性懲りもない発言だと私はとらえています。

市としては、かくのごとき政治家の発言にとらわれずに、宣言とおりの核兵器廃絶と非核三原則の堅持等を改めて求めてほしいものですが、いかがでしょうか。

3番目に次の話題です。ここ最近、月に5日ほどしか市長の公務をしていないと言われる大阪市長は、先月広島市内での遊説後に核廃絶は無理という旨の発言をし、一方で御自分が平和市長会議のメンバーであることは知らないということで、私を初め多くの人があきれた始末です。

そこで3つ目として、特に牧野市長にお伺いします。牧野市長におかれては、道内でも本市初め27市が加入している、この世界的な組織である平和市長会議の活動に積極的だとお見受けしています。具体的にはどんな活動に参加しているのか。また、そこで平和のためにどんな発言をしているのか、この際教えていただきたい次第です。

最後に、5日後に迫ってきた総選挙の隠れた争点となっている憲法改定、すなわち改憲の動きについてお聞きします。

1980年代に世界中をリュックを担いで歩き回っていた私自身は、どこの外国でも日本についてこんな評判を聞いたものです。すなわち、連続ドラマのおしんが日本人の勤勉さと努力をあらわしているとか、ソニーのウォークマンはすばらしいとか、とにかく総じて日本及び日本人の印象はとてもよかったのです。これはひとえに戦後日本が武力に訴えず平和主義を掲げて経済成長のみに専念していたからであり、おかげで私も危ない目に遭わずに旅ができた、とりあえず平和憲法に感謝したものです。

さて、この日本国憲法、制定されるときに当然国会で議論されたわけですが、敗戦から10カ月後の1946年6月29日付の第90回大日本帝国議会衆議院議事録には、新憲法第9条についてこんな有名なやりとりが残っています。

日本共産党野坂参三議員の質問で、戦争には侵略戦争と防衛的な戦争があるので、この憲法素案に戦争一般の放棄という形でなしに、我々はこれを侵略戦争の放棄、そうするのがもっと的確ではないか。この質問に対して吉田茂内閣総理大臣の答弁は、私はかくのごときことを認めることが有害であると思うのであります（拍手）。近年の戦争は、多く国家防衛権の名において行われたことは顕著なる事実であります。ゆえに正当防衛権を認めることが、たまたま戦争を誘発するゆえんであると思うのであります。という答弁でした。

つまり、共産党議員が自衛戦争は放棄するなとただしたのに対し、今日の自民党の先祖筋に当たる吉田茂首相は正当防衛権も放棄したと言っているのであります。なぜなら、あらゆる戦争は自衛の名のもとに起こるからと、これは全くもって正論なわけです。

そして、日本国憲法は全会一致で決まったわけではなく、賛成は421名の圧倒的多数ですが、反対も8名あったのです。そして、その反対8人中6人が共産党議員であり、ほか2人は無所属でした。つまり、今日の自民党につらなる人々は全員、自衛戦争の放棄にまで賛成してしまったわけです。

ところが、どうでしょう。先ほどの帝国議会でのやりとりから66年を経た今回の総選挙では、

自衛隊を国防軍にすると公約している党があったり、交戦規定を整備するとか、徴兵制も否定すべきではないだの、とにかく第9条改憲を掲げている政党も複数あるわけです。私は、そうなるのはいたずらに近隣諸国を刺激するだけで、全く無謀な試みと言わざるを得ないと思っております。

また、少子高齢化が世界一進んでいる我が国のただでさえ少な過ぎる若者を兵隊にとり命を散らせてどうするのかと、現実的に懸念する次第であります。更には、決算審査特別委員会でも申し上げたとおり、日本はまだまだ震災や原発事故からいえておらず、10万人以上が避難生活中なのに、軍事力ゲームをしている場合ではないと思うのです。もちろん近隣諸国に言うべきことはしっかり主張すべきでしょう。しかし、この70年近く続いてきた日本の平和主義を転換する企ては問題が多いと感じます。

この点、市長の見解を伺っておきたいと存じます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

本市の非核平和都市宣言につきましては、旧土別市においてこの宣言を望む5,000人の市民の署名を受けたことから昭和61年6月20日に制定され、新土別市となってからも平成17年10月14日に制定したところであります。

そこで、非核平和都市宣言に基づく取り組みについてであります。旧土別市においては、戦後50年の節目の年に当たる平成7年に長崎市から被爆体験者を招いての講演会を中心とした平和の集いを開催したことを初め、平成13年には都市宣言制定15周年記念事業として非核平和講演会や朗読劇を行い、更に戦後60年に当たる平成17年には平和推進展として戦時中の生活用品及び平和推進に係る図書の展示、平和学習活動として各学校で作成いただいた千羽鶴を展示したほか、ビデオ上映会や被爆体験記、原爆詩を朗読する集い、戦時中や戦後直後の食料の試食などを通じ、戦争の悲惨さを伝えてきたところであります。

また、これら節目の事業のほかに毎年8月には懸垂幕の掲示を初め、平和推進展として原爆写真パネルの展示や平和記念短冊の七夕飾りのほか、平和を願う読み聞かせ会、戦争と平和を考える映画上映を実施するとともに、広島・長崎の原爆投下時刻と終戦記念日の正午にサイレンを吹鳴し、戦争・原爆被害者への黙祷の呼びかけを行っているところであります。

また、非核三原則の堅持についてであります。

核兵器を持たない、つぐらなない、持ち込ませない、この非核三原則は世界で唯一の被爆国である我が国の国是としてこれまで堅持されてきたものであり、世界の恒久平和を希求する強い願いが込められているものと考えます。私は市政執行方針の中でも申し上げており、非核平和の推進については、各種啓発活動等の実施により、恒久平和の精神を確実に継承していくことが子供たちの未来、ひいては平和な国際社会の実現につながっていくものであると確信しており、今後においても非核平和都市宣言のまちとしてあらゆる機会をとらえながらその精神を継承してまいりたいと考えているところであります。

こうした考えに基づき平和市長会議にも加盟しているところであります。

この会議は昭和59年6月、ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において広島市長が、世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開くことを提唱し、世界各国の都市に呼びかけ、この趣旨に賛同する都市、自治体で構成された機構であります。現在その加盟都市数は世界155の国や地域の5,443都市で、日本では1,241自治体となっており、土別市は平成21年2月に加盟したところであります。

この機構は、核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画に賛同するすべての都市相互の連帯を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、世界恒久平和の実現に寄与することを目的としており、その活動は世界規模で実施され、国際連合などの関係機関に対して核兵器廃絶と全面完全軍縮に関するアピールを行うことを初め、各種集会や行事を通じ、ヒロシマ・ナガサキの心の普及に努めています。このほか飢餓や難民などの人権問題の解決及び環境保全にも取り組んでいるところであります。

お話のように、この平和市長会議は主に国際的分野での活動であります。本市はこのほか国内での活動を中心とした日本非核宣言自治体協議会にも加盟しているところであります。そして、これらの活動の一環として、さきに申し上げた懸垂幕の掲示やパネル展などの事業を実施しているところですが、私としては、まずはこれら組織に名を連ねることで平和と非核に対する本市の意思を強く示すことが、世界の恒久平和実現に寄与するものと考えているところであります。

最後に、憲法改正を含んだ軍力に関するお尋ねがございました。

尖閣諸島や竹島をめぐる中国や韓国とのあつれき、北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射問題など、我が国をめぐる国際情勢は極めて不安定な状況に置かれていると言えます。こうしたことから、このたびの衆議院議員総選挙における各党の政権公約においても、憲法改正あるいは自衛隊のあり方が挙げられているものと考えております。今後はこうした議論の推移を注意深く見守る必要があると思いますが、我が国は戦争を放棄した国として、二度と戦争を起こさない、そして参加しないことを基本に国際平和を追求することが肝要と考えているところであります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 第2のテーマはやわらかく、両生類の保護について扱います。

本議会では、例えばエゾシカによる農産物の食害だとか、ヒグマ出没について、はたまた土別市の象徴である綿羊など、哺乳類についての話題は多く出ます。また、多寄に飛来する白鳥など鳥類の話題もあり、更には岩尾内湖に放流しているヤマメなど魚類の話も出のですが、両生類について取り上げるのはめったにないことかと思えます。

両生類は大きく分けて、カエル、サンショウウオ、イモリの3種類しかいませんが、中でもカエルは日本人の生活に昔から密着しております。12世紀の平安時代に描かれた国宝鳥獣戯画

でカエルが相撲をとる姿などが多く見られるほか、ことわざにも井の中の蛙、カエルの子はカエルなどと言いますし、まことに身近な動物であります。

ところが、このカエルやサンショウウオといった両生類は、世界的に減少していることが指摘されています。両生類は読んで字のごとく、陸上と水中の両方が生息場所でありますので両方の環境悪化の影響を受けやすいのですが、個体数減少の大きな要因は湿原や干潟の乾燥化、池沼やあいまいな水たまりが少なくなったこと、そして河川のコンクリートによる護岸が進んだことなどあります。

本市には水田が存在するからまだまだ大丈夫、カエルはたくさんいるよという声も聞かれますが、圃場整備が進み従来型の常時湛水した水田とは変わってきていますから、やはりカエルのたぐいは減少しているものと思われます。

また、私が小学生だった40年ほど前までは、東丘団地の裏山あたりでもエゾサンショウウオの卵が普通に見られたものです。今は残念ながら相当山奥に行かないと見られなくなっています。

そこで、まず1点お伺いします。

本市ではこれまで両生類などの生息数調査、生態調査などが行われたことがあるのか、お答え願います。

第2には、保全についてです。

例えば北海道電力は送電線工事で山林に入る際、エゾサンショウウオの卵を見つけ次第、安全なところに移しているとのこと。更に、工事区域内に設置される集水ますやU字溝などには、落下したエゾサンショウウオが自力で脱出できるようにハイアールという名前の金網状のスロープを設置しているそうです。実は、エゾアカガエルやエゾサンショウウオの手足には吸盤がないか、もしくは吸着力が弱く、コンクリートの垂直な壁は登れないからだそうです。ちなみに、北海道開発局旭川開発建設部では、下川町のサンルダム周辺工事の際、全く同様の保全措置をとっています。

実際にエゾサンショウウオの生態を見に林道に分け入ってみると、落ち葉や枝がたまってよどんでいる側溝によく産卵しています。林道を管理する上では側溝の水流をよどみなく確保しないと雨が降った後、道に雨裂と言われる裂け目ができ荒れてしまいますので、溝を定期的にしゅんせつしているようです。しかし、それはともすればエゾサンショウウオの生息地を奪ってしまうことにもなるので悩ましいところですが、とにかく言えることは、士別市でも林道整備などの際に北電や開発局と同様の保全手法をとっていくべきじゃないかと考えますし、あるいは担当する業者などにそう要請すべきではないかということです。仮にも、士別は行政も市民も生態系保護にうるさくないから適当にやれるという認識ができてしまっただけではないかと思えます。ぜひ市としての保全策を検討してほしい次第ですが、いかがでしょうか。

最後に、両生類生息地を学習に役立てる提案をいたします。

私の知る限り、本市での両生類の理想的な生息地としては、谷口隆徳議員が9月の定例会で

整備を提案した朝日地区のエリカ公園の奥が1つ、もう一つ、温根別町北温と多寄日向地区を結ぶ林道の日向沢連絡線沿いが挙げられます。特にエリカ公園はその性質上、生態系保護のモデルケースとして適していると思われます。

モデルになりそうな例を挙げれば、オホーツク海側の枝幸町は目梨泊というエゾサンショウウオ生息地をそのまま町指定文化財としています。

また、本定例会初日に私たちは、その名も川内村復興応援かえる基金の創設を議決したわけですが、福島県川内村は国の天然記念物であるモリアオガエル生息地を持ち、村の公式マスコットもカエルのモーリーであります。そして、村民挙げてカエルをととても大切にしています。今後川内村と引き続き交流していく上でも、本市のエゾアカガエルやエゾサンショウウオも紹介し、津軽海峡を挟んで動植物の生態系が大きく異なるブラキストン線が存在することを子供たちに学んでもらうなど、交流に役立てていきたいものと思います。

この提案についてコメントをいただき、両生類保護についての質問とします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、これまでに両生類などの生息数調査を行ったことがあるのかとのお尋ねでございますが、本市におきまして両生類の生息数調査を実施したことはこれまでございません。

お尋ねにありましたエゾサンショウウオは日本に住むサンショウウオの仲間、離島を除く北海道本土の平地から山地まで広く分布し、北海道版レッドデータブックでは保護に留意すべき留意種となっておりますが、本市周辺にも広く生息をいたしておりまして、春に林道沿いの沢地などの水たまりにエゾアカガエルの卵とともに袋状の透明な卵を確認することが容易にできます。

次に、林道などの整備の際、U字溝に金網などを設置するなど両生類の保護の手法をとっているのかとのお尋ねでございますが、道有林内にあります日向沢連絡線沿いにエゾサンショウウオが生息しているため、管理をいたしております上川総合振興局北部森林室に側溝整備等する際の対応について確認をいたしましたところ、道におきましては林道補修の際に発見した場合は移設することや、トラフによる側溝整備をする際には集水ますに脱出できる仕掛けを設ける場合などがございまして、それぞれ対処しているということでございました。

今後、本市での林道整備に当たりましては、工事箇所で保護動物などが生息している場合には支障を与えないよう適切に対応するなど、工事発注仕様書に明記するなどして、更にはコンクリート製トラフを布設し、その布設延長が長い場合などには金網等設置することも研究してまいりたいと考えておりますし、加えまして、環境を保全し生態系の保護の観点からも適切な対策を講じるなど、協力いただけるようお願いをしましてまいりたいというふうに考えております。

本市におきましては、士別市環境基本条例を平成23年4月に制定をいたしておりまして、地域における多様な生態系の健全性を維持及び回復するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより人と自然とが共生できるよう適切に行わなければならない。また、市は環境

の保全・創造に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実、その他必要な措置を講ずるものとするとしておりますことから、生態系の保護を視野にエリカ公園を含む岩尾内ダム周辺や他の林道等で明年、生息調査を実施してまいりたいと考えております。

最後に、議員からお話がありましたように、本市のカエルやエゾサンショウウオを媒体とした今後の福島県川内村との交流の関係についてでございますが、共通の両生類の生息状況というのを学習のテーマとして、今後活用してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君）（登壇） 本日最後のテーマは、学校廃校後の資料保全とモニュメント建設についてであります。

私もつくづく探検、探索が好きなものですが、ある晴れた秋の日に何の気なしに上士別のかなり奥にある旧大英小学校の校舎を訪れました。実は屋根も外壁も半分崩落した形ではありませんが、原型は何とかとどめて残っております。失敬して中をのぞいてみたところ、その校舎後には校歌の書かれた大きな額はもちろんのこと、大英小学校が開かれていたころの数年分の学校日誌がそのまま残されていました。記入されていた内容にいわゆる個人情報はなく、その日の気温や気象、職員のだれそれが着任したとか教育委員会からだれそれが来校したとか、その程度でしたから、そのまま放置しても問題はなかったのかもしれませんが、しかし、考えてみると少なくともこういった文書記録類や校歌の額、更にはできれば児童・生徒の思いがこもっている卒業制作品などは後々の懐古のためにも、また同窓生のためにも、できるだけ保全しておくべきではないかとも考えた次第です。

旧朝日町立も含め士別市立の学校は20校ぐらいこれまでに閉校、廃校になっていると思いますが、閉校した際の文書類や制作物の保管、保存などに関してどういう体制で行っているのかを、まずお伺いします。

2つ目に、閉校後に土地の所有権等が移転してしまった場合などがあるのか、あわせてお聞きいたします。

3つ目として、このテーマの最後に提案をいたします。

最近、和寒町がかつて町立学校のあった地点に立て看板を設置し、学校が開かれていた期間や校歌を紹介しています。中でも塩狩小学校や東陵小学校など、かなりへんぴな場所ではありますが、しっかりと看板を設置しており、なかなかやるなと感じました。

学校跡に立て看板や目印のくい1本でもあれば、同窓生などゆかりの人物にとっても見つけやすいし、開拓の歴史を検証する場合などに何かと便利だと思います。逆を言いますと、多寄の東陽小学校や温根別の北静川小学校などの跡地は、やや場所があいまいになっていると聞いております。正確な学校跡地がわからなくなることほど悲しいことはないと思います。ただ、本市の場合は、朝日の似峡小学校、中学校や温根別の伊文小・中学校のようにダム湖に沈んで

しまった学校跡もありますので、そこは湖の沿道に概念図でも設置するしかないものと思われるます。

さて、本年度末で閉校する3小学校を加えれば大変多くの学校跡地が存在することになります。ともかくも関係者の記憶が健在なうちに、いち早く何らかのモニュメントを設置しておくことで土別市開拓の生きた歴史が保全されるのではないのでしょうか。このような提案について、回答を求めます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 石川部長。

生涯学習部長（石川 誠君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、本市において学校が閉校となる際の文書等の保存状況についてでございますが、学校における文書の管理に関しましては、土別市立学校管理規則、道立学校文書編集保存規程による文書の保存年限に基づきまして管理をいたしているところでございます。

閉校した学校の文書につきましては、永年保存となる学校の沿革史や卒業証書台帳、20年保存の指導要録などにつきましては統合先となる学校に引き継ぎ、1年から10年保存の学校日誌や調査書類などは教育委員会が保管し管理いたしているところでございます。

また、文書以外の学校備品、児童・生徒の制作した作品、地域や同窓生から寄贈された物品などに関しましては、閉校の際に活用できる備品や教材については統合先の学校で使用し、校歌の額や卒業生による記念作品、寄贈品など学校の歴史を振り返ることができる資料につきましては博物館が積極的に収集に努めているところであります。その他の備品や教材、資料などにつきましては、保護者や同窓生、地域の方々が引き取りを希望する場合には活用いただくことといたしております。

しかしながら、過去に閉校いたしました学校では、活用予定のない備品や教材、寄贈品、また一部廃棄文書などが校舎に残されていた場合もございましたので、校舎の一部が残っている学校につきましては、来春雪解けを待って改めて確認をしてみたいと存じます。

次に、閉校後に土地の所有権等が移転したものがあのかとのお尋ねでございますが、閉校となった学校を地元企業や地域の農業者の方々など、学校跡地や校舎及び体育館を倉庫などに活用するため購入を希望する場合には売却することもございますし、地域の公民館分館などとして活用する場合もございます。

最後に、学校跡地へのモニュメントを設置することで歴史が保全されるのではとのお尋ねでございます。

閉校いたしました学校の歴史を後世に残すために、現在博物館で閉校となった学校の記録の収集に努めているところでもあり、来年度には学校が設置されていた場所がわかる地図の展示、校歌や当時の様子がわかる映像や写真などを視聴できる展示コーナーなどの設置に向けて計画をいたしているところでございます。

なお、学校跡地へのモニュメントの設置についてでございますけれども、閉校いたしました学校校舎が、お話にございましたようにダム湖の湖底や通常足を踏み入れることのない山地にあ

るなど設置場所の確保が困難な場所以外につきましては、標柱の設置について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（神田壽昭君） 国忠議員。

10番（国忠崇史君） 以上で終わります。

議長（神田壽昭君） 3番 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、今行政が進めている25年度の予算策定作業の中で、特に歳入の構成について市長の考えをお伺いいたします。

福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備を初めとした国民生活に密接に関連する行政は、その多くが地方公共団体の手で実施されており、地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪として極めて重要な地位を占めています。その結果、平成24年度地方財政計画における歳入歳出総額の規模は、通常収支分については81.9兆円となり、東日本大震災分については復旧復興事業が1.8兆円、緊急防災事業が0.6兆円となっています。今後も地方分権の推進や少子高齢社会に向けた介護、医療、子育て支援など、地方公共団体が担うべき役割とこれに伴う財政措置がますます重要となってきます。

しかしながら、地方財政は約1,800地方公共団体の財政の総体であり、その多くは財政力の弱い市町村です。地方財政の財源不足は、地方税収等の落ち込みや減税等により平成6年度以降急激に拡大し、平成15年度には約17兆円に達しました。あわせて平成16年度には当時の政権を担っていた小泉内閣期に、国と地方の税財政改革、三位一体改革が行われました。そもそも三位一体とは、地方税、地方交付税、国庫支出金を一体として地方分権改革を行っていくことを指しますが、税源移譲と国の財源補償関与の現状維持を前提に改革を行ったため、結果的に経済力のある地域は税収が大きく増えるが、過疎部の自治体の税収はそれほど増えず、地域間税制格差を助長させました。これら国の施策により地方の自治体は歳入の確保にめどが立たず、予算編成時においては歳入不足を承知で国の補正予算に期待をしながらという極めて厳しい予算となっていました。

これらの状況で本市の交付税の推移を見ると、平成12年度は約94.9億円でした。翌年から地方交付税の財源が確保できなくなったために、国と地方で折半して借り入れする臨時財政対策債を措置したが、先ほど述べた三位一体改革によって、16年度では76.7億円と4年間で18.2億円も減額となってしまいました。更に減額が続き、19年度では12年度以降で過去最低の73.6億円となり、実に21.3億円もマイナスとなっています。当時の市長も予算の執行に当たっては相当な苦労があったと察せられるところでもあります。その後、20年、21年度では、特別枠として地方再生対策費や地域雇用創出推進費などの創設により若干の増額となったものの、総額では75億円、79.4億円という数字でした。

その後、21年の8月に民主党政権にかわり、地方重視の観点から地方自治財政を再生させる

という方針のもと、22年度では86億円と最低の19年と比較すると12.4億円の増額となっており、更に地域主権を確立するために国から地方へのいわゆるひもつき補助金を段階的に廃止し、基本的に自治体が自由に使える一括交付金とする方針のもと、23年度予算から創設されました。24年度の予算でも普通交付税は71.5億円が確定しており、年度末の特別交付税は今後になりますが、地方交付税総額は前年度を上回る見込みになるのではないのでしょうか。

このように地方財政制度の範囲、仕組みは時代によって変わるものでありますが、財政である限りは歳入と歳出で構成されることとなりますが、地方の財政は国の施策に大きく左右されやすい状況下である現状から、土別市のまちづくりを進める行政の首長である市長からすると、今の交付税に対する評価や今後の交付税のあり方についてどう期待するかをあわせて、25年度地方交付税の見込みについての考え方をお聞かせいただきたいと思います。（降壇）

議長（神田壽昭君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えいたします。

現在地方財政は、景気低迷や少子高齢化の進行等により税収の伸び悩みや社会保障費の増加が続く一方で、震災からの教訓として防災対策の見直しや環境・エネルギー政策など新たな課題への対応が求められるなど、一層厳しい状況にあります。

こうした中、地方自治体は住民生活に直結する福祉、教育、医療などの行政サービスを提供するほか道路、上下水道などの社会資本整備を行っています。これらの行政サービスは地方税や地方交付税などの一般財源を主な財源としており、特に地方交付税は、だれもが全国どこにいても同等の生活を享受することができるよう、その財源を保障するとともに地域間の税源偏在により生じる財政力格差を調整する仕組みをあわせ持つものとして極めて重要な役割を果たしております。

本市においては、自主財源の柱である市税が歳入のおよそ1割強であり、5割近くを地方交付税に頼る脆弱な財政構造にあることから、この地方交付税の動向は財政運営に大きな影響を及ぼすものであります。

そこで、松ヶ平議員お話のように、国の財政再建の名のもとに平成16年度以降、平成18年度までの3カ年間で実施された三位一体改革では約3兆円の税源移譲、約4兆7,000億円の国庫補助負担金の改革、約5兆1,000億円の地方交付税の削減が行われ、本市においても大きな影響を受けたところであります。平成20年度以降は世界的な経済不況の影響に伴う景気後退や地方が疲弊している現状を踏まえ、特別枠で地方再生や雇用創出のための対策費が措置されるなど、地方交付税総額は5年連続増額し確保されてまいりました。そして、その配分に当たっては特に財政状況の厳しい地域に重点を置く考えのもと、今年度の普通交付税では前年度比5.9%、3億9,700万円増額となったところであります。

また、平成22年6月、政府は財政運営戦略を策定し、経済、財政の見通しや展望を踏まえながら複数年限を視野に入れて毎年度の予算編成を行うための仕組みとして中期財政フレームを導入し、向こう3年間の地方交付税などの一般財源総額の水準を示したところであります。こ

うした行政サービスに必要な財源確保のほか財政力の弱い団体への配慮、中期的な展望を示す仕組みの導入などについては、地方の安定的な財政運営のために不可欠であることから高く評価するとともに、今後においてもこの考え方が堅持されることを期待するものであります。

しかしながら、地方交付税の水準はまだ三位一体の改革前には復元しておらず、社会保障関係費の自然増や地域経済の基盤強化、環境、エネルギー、防災など新たに対応する財源も必要であることから、一層の地方交付税の充実が必要と考えているところであります。

また、地方分権の視点からは地方税の偏在是正の課題があり、解消のためにはまず偏在性の少ない税源を国から地方自治体に移譲することが重要になります。将来的には地方自治体共有の固有財源である地方交付税が国の裁量により一方的に削減されることがないように安定的な地方財政を保障する観点から、全国市長会が国に提言している地方共有税についても財源保障と自治体間の財源調整の機能を十分に発揮させ実現すべきものと考えています。

次に、25年度の地方交付税の見込みについてであります。

24年度の地方交付税総額については、地方財政計画で17兆5,000億円と前年度とほぼ同額を確保したところでありますが、25年度についても中期財政フレームでは、地方税と地方交付税を合わせた額は24年度の水準を下回らないとしているところであります。この考えに基づき総務省の概算要求における地方交付税は本年度とほぼ同額が要求されていることから、基本的には本市の25年度普通交付税も本年度並みと見込んではおりますが、解散総選挙の影響から国の予算編成が大幅におくれる見込みにあり、例年1月下旬に示されている地方財政計画に係る国からの通知もおくれる可能性があることや、財務省では増税を実施する前に国家公務員給与を含み徹底して歳出をスリム化する必要があるとしていることなどから、先行きは不透明な状況にあります。

こうした国の動向は本市の25年度予算編成及び財政運営に大きな影響を及ぼすことから、来年度予算編成に当たっては徹底した歳出予算の見直しはもとより、本市の自主財源の柱である市税を的確に計上するとともに、国の動向を注視しつつ予算編成をしなければならないと考えているところであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 松ヶ平議員。

3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 次に、子育て日本一のまちづくりについてお伺いをします。

牧野市長は子育て日本一を目標に今日まで数多くの子育て支援策を実施してきており、特に若い市民の方とお話をいたしますと、大変評判もよく、転入をされてきた方などにお聞きをいたしますと、子育て環境が大変よいとの感想を聞くことも多いわけであります。

そこで、市長の任期も残り1年を切った現時点でありますので、主要な政策でもあるこの施策の実績と考え方をお伺いしたいと思います。更に、今後で実施すべき課題につきましても、お伺いをしたいと思います。

最初に、保育行政についてであります。懸案であったあけぼの保育園とあすなる保育園の

老朽化などに対応するため、あいの実保育園が新築されましたが、その目的としてはゼロ歳児保育などの定員増加と市民要望の高かった一時保育や子育て支援センターの充実であったと思います。

そこで、ゼロ歳児保育などの全体定員の増減と在園児童の現状、また、一時保育の定員と利用状況、子育て支援センターの利用状況などについて、新築前と現在の状況の比較についてお伺いをしたいと思います。

更に、若いお母さん方にお聞きをしますと、専業主婦のお母さん方に特に評判がよいのは子育て支援センターゆらや生涯学習センターなどで開設されているきらなどですが、だれでも気楽に利用できるこうした施設の充実は土別市の子育て支援の特徴でもあると思いますが、今後の子育て支援充実についての考え方についてお伺いをしたいと思います。

次に、就学児童対策についてお伺いをしますが、特に留守家庭保育につきましては、本市では希望者全員を受け入れており、共働き家庭にとっては大変ありがたいと評価されているものと思います。

しかし一方では、いずれの施設も定員を大幅に超過した運営となっており、職員配置に不足はなくても、施設の狭隘化は否定しがたい状況であります。こうした中で、来年4月の開設を目指してあけぼの子どもセンターが建設されたことは、その改善に大きく寄与するものと思いますが、開設により留守家庭保育室の保育状況がどのように改善されるのかをお伺いしたいと思います。

また、新センターは高校生から小学生まで幅広い年齢の児童に開放する方針であると聞いておりますが、どのような運営体制と方針で臨まれるのかお伺いをしたいと思いますし、新センターの建設に当たっては、子ども建設委員会を設置し子供たちの意見を取り入れたとのことですが、今後の施設運営についても子供たちの意見を取り入れていく考えがあるのか、お伺いをいたします。

次に、発達障害の児童などが通園するのぞみ園についてお伺いいたします。

担当者などにお伺いしますと、近年通園する児童数が増加傾向にあると聞いておりますが、指導員については増員をしているものの近隣の自治体と比較すると少ないように思います。そこで、過去5年間の通園児童数と担当職員数の推移、あわせて近隣自治体の類似施設の指導員1人当たりの通園児童数及び近年通園児童が増加している要因についてどのように分析しておられるのか、今後の対応も含めてお伺いをします。

また、のぞみ園に通園される子供たちは卒園と同時に小学校に入学されることとなりますが、保護者にとっては学校での生活に不安も多いものと考えますし、子供たちの入学が円滑にできるように支援すべきと考えますが、どのような支援が行われているのかをお伺いをいたします。

この質問の最後に、今後の子育て施策についてお伺いをいたします。

私は、市長の子育て日本一の取り組みについて大きく評価をするものでありますが、ただ1点、障害児への支援については、まだやり残したことがあるのではないかと考えております。

それは過去の議会でも取り上げさせていただいた経過がありますが、障害を持つ児童の放課後対策であります。

発達障害などを持つ児童は、小学校では特別支援学級などに通学しますが、放課後の居場所は確保されていません。軽度の障害であれば児童館の留守家庭保育室に登録できますが、現時点では受け入れが困難とされる児童も多いのが実態です。聞くところでは、障害児童の保護者や受託団体との協議も進んでいるとのことではありますが、25年度実施に向けて対応すべきと考えますが、現在の協議状況も含めてお伺いをしたいと思います。（降壇）

議長（神田壽昭君） 池田保健福祉部長。

保健福祉部長（池田文紀君）（登壇） ただいまの御質問にお答えをいたします。

初めに、今までの取り組みとしまして、まず、保育行政についてであります。認可保育園の再編の一環として本年4月にあいの実保育園を開設したことより、北星保育園と合わせて定員180名を200名に増員し、近年増加している3歳未満児の保育に対応するとともに年齢別保育を導入して、一人一人の成長発達に応じたきめ細やかな保育を行っているところであります。

そこで、保育園の入所状況についてであります。12月1日現在、あいの実保育園の定員110名に対して107名の入所、北星保育園の定員90名に対して76名の入所、合わせますと183名の入所となっており、前年同期と比較しますとほぼ同数の状況であります。そのうち特にゼロ歳児につきましては増加傾向にあり、定員16名のところ17名が入所しており前年度比6名の増加となっております。

次に、一時保育の実施状況であります。本年4月からあいの実保育園の1階部分は通常保育として、2階は一時保育と子育て支援センターを併設しております。そこで、一時保育につきましては前年度まで北星保育園において実施してきましたが、年々増加傾向にあり、定員10名のところ、日によっては15名を超える申し込みがあることもあり、お断りをせざるを得ないこともありました。しかし、本年度から一時保育の定員を20名にするとともに保育時間の延長をするなど、拡充をして対応することとしました。その結果、8月から9月にかけては1日の平均利用人数が11名と増加傾向であり、20名を受け入れる日もありますが、現在はお断りすることもなく利用いただいているところであります。

また、朝日保育園では市民の要望もあり平成23年5月から定員3名で一時保育を実施しております。平成23年度、延べ67名、24年度につきましては11月末までで延べ91名に増加しており、特に農繁期に多く利用されている状況であります。

次に、子育て支援センターの利用状況であります。本年4月からは施設が充実したことにより1日20組から30組程度の利用があり、1日平均利用者は26組となっており、これから冬期間に向けては利用者の増加が見込まれますことから、前年度の1日平均27組の利用者数より増加する見通しであります。

更に、今年度の具体的な活動としましては、従来から実施している育児講座や簡単ハンドワークなどに加え、子育て情報誌ゆらゆら通信を毎月発行し子育てに関する情報を提供するなど、

保護者が気軽に参加でき、保護者同士の交流が図られるよう努めております。

また、子育てガイドブックの更新に当たり、今回初めて子育て家庭の保護者を含めた作成委員会を設置して、保護者目線の意見や要望を取り入れたガイドブックを作成し、活用していただいているところであります。

そのほか、地域の方々との交流を図るため夏祭りの実施やアレルギーのある子供を持つ保護者の会を開催して情報交換を行い、小児科医師によるアレルギーについての講演会を実施するなど、子育て支援センターの周知と利用拡大に向け積極的に取り組んでおります。

そこで、今後の子育て支援充実に向けての考え方ではありますが、近年の共働き家庭の増加に対応する低年齢児児童の保育の充実を図るとともに、子育て家庭が社会から孤立して育児ストレスを抱えることのないように、特に専業主婦などの子育てをしている保護者がリフレッシュできるための一時保育サービスの充実や、気軽に参加でき、子育てについての悩みや相談ができる施設として、子育て支援センターや集いの広場きらなどの充実、強化が特に重要であると考えております。

また、子育て支援センターとしましては、父親の参加を促すとともに冬場の遊び場を確保するため日曜開放を実施しておりますが、更に地域とのつながりを大切にしながら、ボランティアの方々や子育てサポートむっくりなどの関係機関との連携を図りながら、子育てのネットワークを構築していく考えであります。

次に、あけぼの子どもセンターについて御質問がありました。

平成25年4月にオープンする予定となっております、あけぼの子どもセンターは、子供の自由で安全な遊び場が少なくなり健全な居場所づくりが必要となっていることや、現在の施設が狭隘化や老朽化が進んでいることから、本年建設に着手しているところでありまして、対象児童は小学生に限らず中学生、高校生にもこうした居場所が必要なことから、児童館本来の目的でもあります18歳未満の児童を対象とした施設として開設する予定となっております。

そこで、留守家庭保育の状況についてお尋ねがありました。

現在のあけぼの児童館及び南小学校分室の定員はそれぞれ30名と25名となっておりますが、登録人数は合計89名となっております。しかし、来年開設のあけぼの子どもセンターは、学童室を2室設置し定員を100名といたしますことや、子供たちが集える遊戯室や多目的室など多くの部屋を設置いたしますし、主要部のホールを十分広いスペースといたしましたので、従来 of 狭い児童館とは違いまして一般児童の来館も可能となるなど、友達同士、有意義に時間を過ごしていただけるものと考えております。

次に、運営体制と方針についてですが、さきにもお話ししましたが、対象となる年齢が18歳未満ということで年齢幅が拡大となりますので、特に従来 of 時間設定では中高生の利用が制限されますので、小学生以下はこれまでの利用時間と同じとしますが、中高生にしましては週2回時間延長をし、学校の決まりによる帰宅時間と同じ、中学生については夏時間は午後7時まで、冬時間は午後6時、高校生においては午後9時までの利用時間とする予定です。

また、あけぼの子どもセンターにつきましては、安全で健全な子供の居場所として、子供の考えを尊重した子供のための空間づくりに努め、子供の自主性や社会性をはぐくむための施設といたしたいとも考えておりますことから、子供が自由に発言し参加でき、子供の声を反映した取り組みを実施する子ども委員会を設置し、子供の意見による自主管理及び自主運営などを推進し、あけぼの子どもセンターに多くの子供たちが集い、子供たちが主体となった活動の拠点となりますよう、鋭意進めてまいりたいと存じます。

次に、土別こども通園センターのぞみ園についてお尋ねがありました。

のぞみ園につきましては、昭和51年の開設以来、言葉の発達や運動の発達におくれのある児童や心身に障害のある児童に対し、日常生活に必要な基本的な動作の指導など保護者とともに療育指導を実施してきており、平成13年からは北星保育園と併設したピュアランドはぐくみにおきまして新たな施設等を活用した教育指導を実施しております。

そこで、過去5年間の通園児童数と担当職員数の推移についてのお尋ねです。

通園児童数につきましては、平成19年は91人、20年92人、21年98人、22年119人、23年124人と年々増加しており、担当職員は、平成19年から21年までが4人、22年と23年が5人となっております。

また、近隣自治体の類似施設の指導員1人当たりの通園児童数は、平成24年8月現在において、旭川市8.5人、名寄市7.8人、富良野市10.1人、上富良野町7.5人、美瑛町7人、東神楽町11.6人、当麻町5.3人、土別市16.8人となっており、本市の指導員1人当たりの児童数は他市に比べ多くなっております。

更に、のぞみ園については、近年の児童数の減少にもかかわらず通園児童が増加しておりますが、これは全国的な傾向でありまして、文科省の調査では小・中学生の6.5%が発達障害の可能性があるとも言われておりますものの、その原因につきましては科学的な説明はされておられません。

ただ、のぞみ園の通園児童数が近隣類似施設と比較して特に多くなっております要因といたしましては、保健センターや保育園、幼稚園などとの連携による早期発見、早期対応によるものと考えております。本市では、保健センターで実施されます乳幼児の定期健診におきまして、医師による発達等におくれがあると認められた場合には、必要に応じてのぞみ園への相談を進めており早期療育に努めております。また、のぞみ園では保育園や幼稚園に対して必要に応じて情報交換や訪問をしており、発達等に不安のある保護者と面談を実施し、療育が必要と思われるお子様に対して通園を勧めております。このような連携体制が確立できていることが、通園児童の増加につながっている要因と考えております。

このようなことから、本年度専任の所長を配置いたしました。引き続き発達のおくれや障害などに関しましては早期の支援が何より大切と考えますので、各機関と連携を図りながら早期発見による療育指導の推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、次年度小学校に入学される年長児に対する支援についてお尋ねがありました。

年長児の支援につきましては、日々の療育指導のほかに入學に係ります北海道立特別支援教育センターが実施する教育相談に保護者の同意を得て同席することや、教育委員会の就學指導會議に参加し、それぞれののぞみ園の様子や保護者の希望等を伝えております。また、入學する学校と通園時の様子など日常生活の引き継ぎなどの支援も、すべての保護者の了解のもとに行ってきております。何よりものぞみ園に通園されている子供たちはもとより、入學を迎えるに当たって学校での生活に対する多くの保護者の方の不安もありますので、引き続き各小学校や教育委員会との連携を図りながら、保護者や子供の不安解消に向けた相談体制を進めるとともに療育指導体制の強化に努めてまいりたいと存じます。

次に、障害を持つ児童の放課後対策に係る現在の協議状況についてお答えをいたします。

現在、児童館で実施しております放課後児童対策事業で対応することができない障害を持つ児童については、毎週水曜日放課後から午後5時までお預かりする日中一時支援事業で対応しているところであり、社会福祉法人士別福祉会に事業を委託し、ふれあい交流館ともにおいて実施しているところですが、保護者からは平日や夏休み等の長期休暇中においても実施してほしい旨の要望があり、市としても検討したところではありますが、現状での人員体制、施設規模では対応が困難であると考えていたところでございます。

しかしながら、市としては障害を持つ児童の放課後対策について、早い時期に対応しなければならないと考えていることから、本年度に入り児童の保護者で組織するたんぽぽの会や委託先であるしべつ福祉会との協議をそれぞれ6回実施するとともに、市内小・中学校特別支援学級に籍を置く児童の保護者を対象に放課後児童対策に関するアンケートを実施し、各種要望等を取りまとめたところでもあります。更に、保護者、しべつ福祉会、市の3者合同による先進地視察を行い、事業実施体制、実施規模などについて調査、研究を行ったところでもあります。こうしたアンケートや先進地視察の結果を踏まえ、現在、保護者やしべつ福祉会と開設日や開設時間、実施人員体制、施設設備、規模などの具体的な実施内容について協議を進めているところでございます。

本市といたしましては、障害を持つ子供たちが安全・安心に放課後を過ごしてもらえる環境を整えることが大事なことを考えておりますので、保護者やしべつ福祉会と十分協議しながら、日中一時支援事業の拡大なども含め鋭意検討を進めてまいりたいと存じます。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 松ヶ平議員。

3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 私の最後の質問になります。

市民と協働のまちづくりについてお伺いをします。

牧野市長は平成21年10月議会において所信表明を行いました。その中で、市民が主役の市政を実現するために、座して待つのではなく市長自身が市民の中に入り直接生の声を伺う、同時に、職員も役所のカウンターを越えて積極的に市民の輪の中に出向き、市民の声に謙虚に耳を傾ける、対話を通し、目配り、気配り、心配りによってよりよい信頼関係を築いていくことが

重要だと、こうした取り組みによって真の協働のまちづくりが実践できるものと考えていると話されました。

確かにこの3年間で、移動市長室、こども夢トーク、地域担当職員制度などなど、更には、まちづくり基本条例や子どもの権利条例の素案づくりでも多くの市民の方々に委員として参画いただきながら作業を進めるなど、新しいまちの創造に向けた取り組みについては大いに評価できるものでありますし、市民の方にも市政が身近になったと言われております。

一方、牧野市政となって高齢者見守りや自主防災組織などでは、地域住民、自治会にお願いをする施策も多くなっているのも事実としてあります。今後は子どもの権利条例案でも検討されていますが、これが実践されると子ども会など地域にお願いをする部分も出てくるのが予想されています。このことは行政サービスの範囲の限りもあるし、そもそも行政がすべてを賄えることではありません。行政サービスを拡大、再分化すればするほど、最終的には市民の協力なしでは実行できないこととなります。

しかし、自治会や市民に負担が大きくなれば、自治会は行政の下請ではないとの意見も出てきていることも事実としてあります。それは、個々の自治会を見ると、会員数の減少や高齢化、役員の担い手不足などさまざまな課題を抱えています。更には、自治会への未加入の課題や個人情報保護の点からも、自治会運営は難しさを増しているのではないのでしょうか。幸いに土別の自治会の意識はとても高いところにあるので、広報紙の配布、環境美化のための花いっぱい運動やごみ拾い作業などで協力をいただいておりますが、これ以上の負担を願うのも限界が出てくる場所もあるのではないのでしょうか。私は、地域組織のあり方として現状のままでよいのかと不安を感じているところでもあります。

そこで、今までの公共のあり方から新しい公共に向けて検討を始めてはどうかと提言をするものであります。

以前、議員の道外視察で三重県の名張市に伺いました。そこでは本来住民相互の助け合いで行われるべき公の範囲についても公共サービスを提供してきた、今後一層進む高齢社会により多様化する住民ニーズに市のみで対応していくことが困難となった。そこで、多様な主体から公共サービスを提供できる社会を目指し、市とともに公共サービスを提供できる地方組織や市民活動団体などの活動を活性化させるための施策を行っていく必要があるということで、市民一人一人が公共サービスの受け手であるとともに公共サービスの担い手であるという意識のもと、お互いに認め、支え合い、心の豊かさを持ち、市民活動などへ積極的に参画していくことが必要ということで、新しい組織をつくっていきました。

人口やまちのできた背景から同じようになりませんが、土別としても牧野市長が進める協働のまちづくりのため、一步前進した今後の地域組織のあり方についてどのような考えを持っているのかをお聞かせ願いたいと思います。（降壇）

議長（神田壽昭君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

今後の地域組織のあり方について新しい公共に向けて検討を始めてはとの御提言がございました。

新しい公共については、公共サービスを市民自身やNPOなどが主体となって提供するという考え方でありますことから、日本の歴史においては消防団や自警団などもこの考えに基づくものであり、現在本市で取り組みを進めている地域支え合いや自主防災及び子育てサポートなども基本的には新しい公共に属するものと考えております。

お話にありました名張市では166の区と一部に自治会が併存してありましたことから、まちづくりの活動を行う住民組織として地区公民館を単位とする15の地域づくり組織を創設し、それぞれ地域の課題に応じた事業計画を立てることで、環境美化や防災・防犯のほか配食サービスや買い物支援、コミュニティバスの運行など、特色ある取り組みを進めております。

本市においても少子高齢社会がますます進行する中で、増加が予想される市民サービスに対してきめ細かに対応するためには、市民、地域組織、市民活動団体、事業所などが主体となって活動することが重要と考えており、この考え方の基本を本年4月に施行しました土別市まちづくり基本条例に定めたところであります。

今後この条例に基づきまちづくりを進めていく考えであります。現在本市には73の自治会があり、そのうち10戸以下で構成されている自治会が3自治会、最小では2戸、最大は562戸という状況にあり、こういったことからお話のように、一部の自治会からは会員数の減少とあわせて役員の担い手が不足しているといった声も聞かれるところでもあります。

まちづくり基本条例では自治会について、地域社会においてみずからできることを考え、行動し、地域課題を解決する公共の担い手であると位置づけしております。そのためには自治会の充実とともに再編や未加入者等の課題解決を視野に今後の運営が進められなければならないところではありますが、それぞれの自治会においては地域ごとの歴史的背景や事情もありますので行政側の押しつけにならぬよう、現在自治会連合会において検討部会を立ち上げて協議をいただいているところでもあります。

松ヶ平議員御提言にありました、新しい公共を広げていくためには、その受け皿となる自治会などの地域組織、市民活動団体などの更なる充実が重要でありますので、行政として活動の支援に努めるとともに、それぞれの自主性、自律性を尊重する中で、今後の組織のあり方などについてもともに検討を行うことで、市民が主役のまちづくりを一層進めていくものであります。

以上申し上げます。答弁といたします。（降壇）

議長（神田壽昭君） 松ヶ平議員。

3番（松ヶ平哲幸君） 以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（神田壽昭君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

(午後 2時52分散会)